

川根本町地域防災計画

共通対策編

令和5年4月

川根本町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の策定	1
1 計画の目的	1
2 計画の構成及び内容	1
3 計画の運用等	3
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
1 町	4
2 県	4
3 静岡県警察（島田警察署）	4
4 静岡市消防局	4
5 自衛隊	5
6 指定地方行政機関	5
7 指定公共機関	7
8 指定地方公共機関	9
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第3節 町の自然的条件	11
1 位置・境域	11
2 地形・地質	11
3 河川	13
4 気候	14
第4節 町の社会的条件	15
1 人口・世帯数	15
2 産業	15
3 交通	16
4 土地利用	16
第5節 予想される災害と地域	17
1 地震	17
2 風水害	17
3 土石流・地すべり・山がけ崩れ	18
4 大規模事故	18
5 複合災害・連続災害	19
第2章 災害予防計画	20
第1節 通信施設等整備改良計画	20
1 有線通信施設	20
2 無線通信施設	20
3 通信施設整備計画	21
4 被災者等への情報伝達手段の整備	21
第2節 防災資機材の整備計画	21

1 消防資機材	21
2 水防資機材	22
3 救助資機材	22
第3節 道路鉄道等災害防止計画	22
1 主旨	22
2 道路交通の災害予防計画	22
3 鉄道の災害予防計画	22
第4節 防災知識の普及計画	23
1 主旨	23
2 普及方法	23
3 普及すべき内容	24
4 町の実施事項	24
第5節 防災のための調査研究	27
1 実施方針	27
2 災害発生状況調査	28
第6節 住民の避難体制	28
1 主旨	28
2 避難体制の概要	28
第7節 防災訓練	32
1 総合防災訓練の実施	32
2 防災関係者等の訓練実施	32
3 救助・救急関係機関の連携	33
4 非常通信訓練	33
5 防災訓練のための交通の禁止又は制限	33
6 防災訓練実施後の評価等	33
第8節 自主防災組織の育成	33
1 主旨	33
2 自主防災組織の概要	34
3 推進方法	34
4 研修会等の開催	34
5 住民の果たすべき役割	34
6 地域における自主防災組織の果たすべき役割	35
7 町の指導及び助成	37
8 自主防災組織と消防団との連携	37
第9節 事業所等の防災活動	38
1 平常時からの防災活動の概要	38
2 事業所の防災力向上の促進	38
3 事業継続計画（BCP）の取組み	39
第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	39
第11節 ボランティア活動に関する計画	39
1 ボランティア活動の支援	39
2 ボランティア活動経費の準備	39
3 災害ボランティア・コーディネーターの養成	40

第12節 要配慮者支援計画	40
1 主旨	40
2 要配慮者の支援体制の整備	40
第13節 救助・救急活動に関する計画	43
1 救助隊の整備	43
第14節 応急住宅・災害廃棄物処理	43
1 応急住宅	43
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	44
1 町	44
2 重要施設の管理者	44
3 ライフライン事業者	44
第16節 被災者生活再建支援に関する計画	45
1 人材育成	45
2 実施体制の整備	45
3 システムの活用	45
第17節 県・町の業務継続に関する計画	45
1 業務継続体制の確保	45
2 業務継続計画等において定めておく事項	45
第18節 複合災害対策及び連続災害対策	46
1 主旨	46
第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	46
1 主旨	46
第20節 災害に強いまちづくり	46
1 主旨	46
 第3章 災害応急対策計画	 48
第1節 総則	48
1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係	48
2 町が行う措置	48
3 この計画を理解し実施するための留意事項	49
第2節 組織計画	50
1 災害対策組織	50
2 職員動員及び配備	51
第3節 動員・応援・受援計画	52
1 実施基準	52
2 実施方法	53
3 受入体制の確立	55
第4節 通信情報計画	55
1 気象予報、警報等伝達体制及び周知方法	56
2 被害状況等の報告	58
3 情報伝達手段及び通信系統	60
4 異常現象発見の通報	61

第5節 災害広報計画	61
1 広報の内容等	62
2 経費負担区分	63
3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	63
第6節 災害救助法の適用計画	64
1 災害救助法の適用基準	64
2 被害世帯の算定基準	64
3 災害救助法の適用手続	64
4 災害救助法事務	64
5 費用限度額	64
6 一時繰替支弁	65
7 災害救助法適用外の災害	65
第7節 避難救出計画	65
1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	65
2 住民への周知	68
3 避難者の誘導等	68
4 警戒区域の設定	68
5 被災者の救助	68
6 避難地への避難誘導・運営	70
7 避難所の開設・運営等	71
8 災害救助法に基づく県の実施事項	73
9 町長の要求、要請に基づく県の実施事項	73
10 避難行動要支援者への支援	74
11 広域避難・広域一時滞在	75
第8節 愛玩動物救護計画	76
1 同行避難動物への対応	76
2 放浪動物への対応	77
第9節 食料供給計画	77
1 応急食料の確保計画量の実施主体と実施内容	78
2 災害救助法に基づく実施事項	78
3 応急食料調達給与の方法	79
4 応急食料給与の方法	79
5 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	80
6 災害救助法適用外の災害	80
第10節 衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画	80
1 実施主体と実施内容	80
2 災害救助法に基づく実施事項	81
3 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法	81
4 災害救助法適用外の災害	82
第11節 給水計画	82
1 実施主体と実施内容	82
2 災害救助法に基づく実施事項	83
3 給水実施方法	83

4 災害救助法適用外の災害	84
第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	84
1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	85
2 災害危険区域の指定	85
3 応急住宅の確保	85
4 災害救助法に基づく実施事項	87
5 実施方法	87
6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用	88
7 要配慮者への配慮	88
8 住宅の応急復旧活動	89
9 災害救助法適用外の災害	89
10 非常災害時における特例	89
第13節 医療・助産計画	89
1 基本方針	89
2 救護所の設置と活動	90
3 実施主体と実施内容	90
4 災害救助法に基づく実施事項	91
5 実施方法	92
6 健康への配慮	93
7 災害救助法適用以外の災害	93
8 非常災害時における特例	93
第14節 防疫計画	93
1 町長の実施事項及び県への要請事項	93
2 実施方法	94
3 町民及び自主防災組織の実施事項	95
4 関係団体の実施事項	95
5 その他	95
第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画	96
1 基本方針	96
2 し尿処理	96
3 廃棄物（生活系）処理	96
4 災害廃棄物処理	97
5 非常災害時における特例	98
第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画	98
1 基本方針	98
2 実施主体と実施内容	98
3 災害救助法に基づく実施事項	99
4 実施方法	100
5 災害救助法適用外の災害	100
6 非常災害時における特例	100
第17節 障害物除去計画	101
1 災害救助法に基づく実施事項	101

2 実施方法.....	101
3 知事への要請事項	101
4 災害救助法適用外の災害	102
5 災害の拡大と二次災害の防止活動.....	102
第18節 社会秩序維持計画	102
1 実施方法.....	102
第19節 輸送計画	103
1 町及び防災関係機関の緊急輸送.....	103
2 災害救助法の規定による輸送の範囲	104
3 鉄道事業者の実施事項	104
4 知事への要請事項	104
第20節 交通応急対策計画	105
1 陸上交通の確保	105
2 道路管理者の実施事項	106
3 知事又は県公安委員会の実施事項	107
4 大井川鐵道株式会社の実施事項.....	109
5 交通マネジメント	109
第21節 応急教育計画.....	109
1 基本方針.....	109
2 計画の作成	110
3 災害救助法に基づく実施事項	111
4 実施方法.....	111
5 学校施設の応急復旧.....	112
6 児童・生徒の登下校対策	112
7 学校給食.....	112
8 文化財の応急対策	112
9 社会教育施設の応急対策	112
10 知事への要請事項.....	113
11 災害救助法適用外の災害	113
第22節 社会福祉計画.....	113
1 基本方針.....	113
2 実施事項.....	113
第23節 消防計画	115
1 基本方針.....	116
2 消防活動.....	117
第24節 応援協力計画.....	118
1 要請の実施基準	118
2 実施方法.....	119
第25節 ボランティア活動支援計画	119
1 町の実施事項.....	119
2 町社会福祉協議会の実施事項	120
3 行政・NPO・ボランティア等の三者連携	120
第26節 自衛隊派遣要請の要求計画	120

1 災害派遣要請の要求範囲	120
2 災害派遣要請の要求手続	121
3 災害派遣部隊の受け入れ体制	122
4 災害派遣部隊の撤収要請	123
5 経費の負担区分	123
6 その他	123
第27節 県防災ヘリコプター支援要請計画	123
1 支援の範囲	123
2 県への支援要請手続	123
第28節 電力施設災害応急対策計画	124
1 電力会社	124
2 応急措置の実施	124
3 県等との連絡協議	124
第29節 ガス災害応急対策計画	124
1 非常体制組織の確立	124
2 応急対策	124
3 県等との連絡協議	125
4 事故の報告	125
第30節 突発的災害に係る応急対策計画	125
1 突発的災害応急体制	125
2 災害対策本部の設置	126
3 災害対策本部の実施する応急対策	127
4 災害対策本部の廃止	128
第31節 原子力災害に関する応急対策計画	128
1 主旨	128
2 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携	128
3 広域一時滞在の受入れ	129
第4章 復旧・復興対策	130
第1節 災害復旧計画	130
1 公共土木施設災害復旧事業計画	130
2 農林業施設災害復旧事業計画	130
3 水道施設災害復旧計画	130
4 公共用地災害復旧事業計画	130
5 住宅災害復旧事業計画	130
6 社会福祉施設災害復旧事業計画	130
7 公立医療施設、病院等災害等復旧事業計画	131
8 学校教育施設災害復旧事業計画	131
9 社会教育施設災害復旧事業計画	131
10 被災中小企業復興計画	131
11 その他の災害復旧事業計画	131
第2節 資金計画	131
1 国による財政援助等	131

2 災害復旧事業に係る町の財政措置	132
第3節 激甚災害の指定	133
1 基本方針	133
2 実施事項	133
第4節 被災者の生活再建支援	133
1 被災者の生活確保	133
2 中小企業等への融資	137
3 災害相談の実施	137
4 要配慮者の支援	137
第5節 風評被害の影響の軽減	138
1 正しい情報の提供	138
2 必要な検査等の実施	138
3 被害の拡大防止	138
4 関係機関との連携	138

第1章 総則

第1節 計画の策定

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、川根本町の地域に係る防災対策の大綱を定めることを目的とする。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

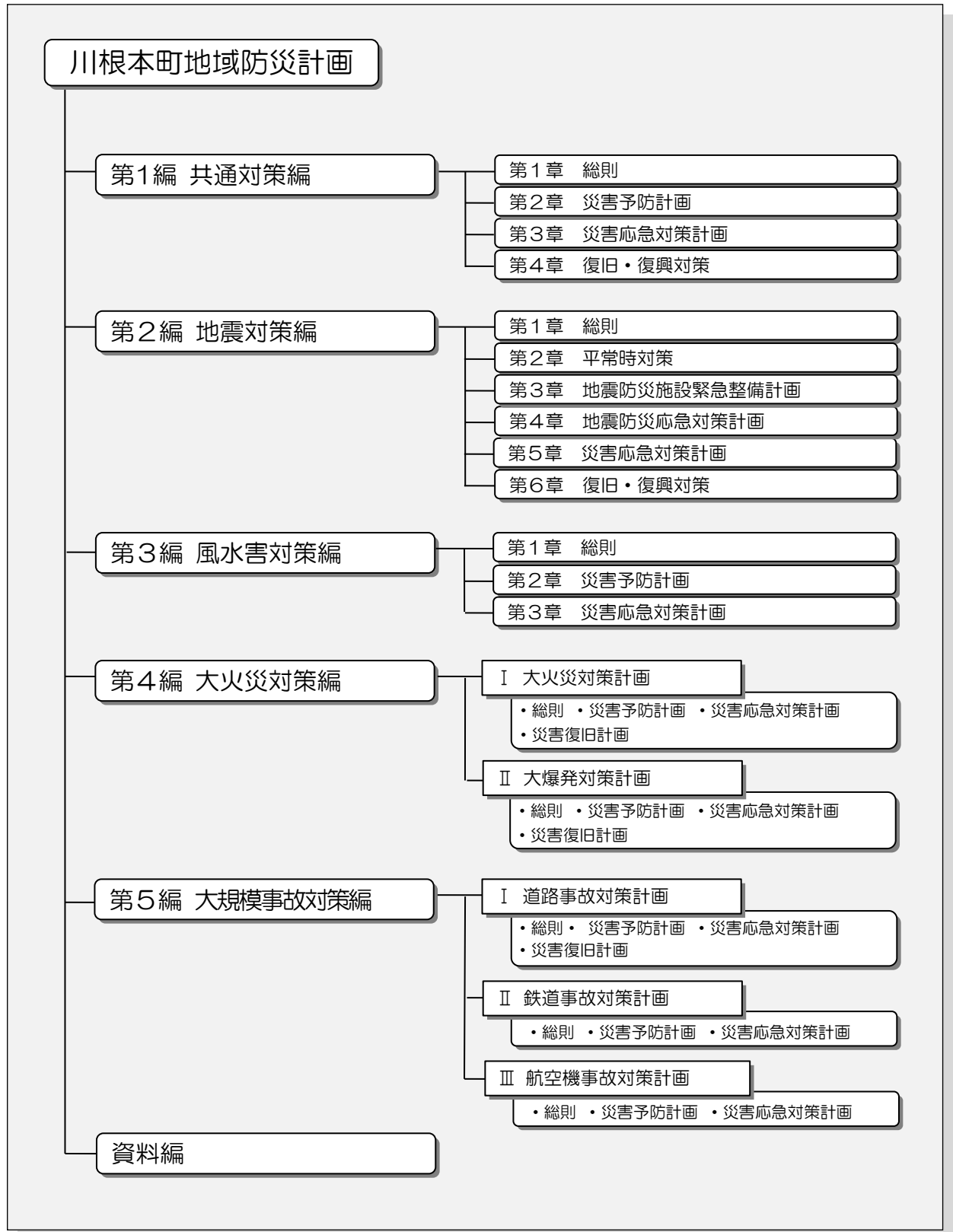
2 計画の構成及び内容

この計画は、当町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の内容は次に示すとおりである。

また、この計画の構成は、次頁に示すとおりである。

各編の名称	記 載 内 容
① 共 通 対 策 編	各編（2～5 編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策
② 地 震 対 策 編	地震による災害対策
③ 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
④ 大 火 災 対 策 編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
⑤ 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
⑥ 資 料 編	各編に付属する各種資料

【川根本町地域防災計画の構成】



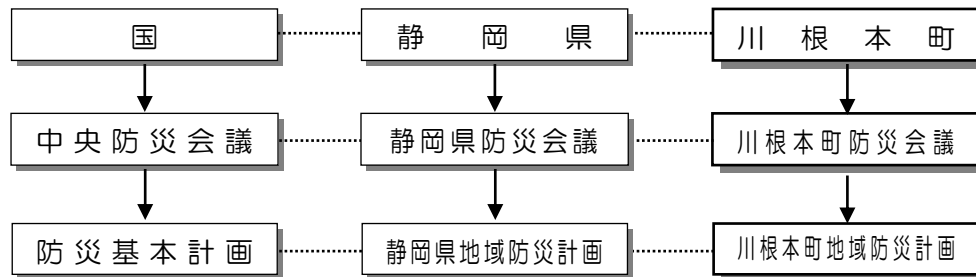
3 計画の運用等

(1) 他計画との関係

ア 静岡県地域防災計画との関係

この計画は、当町の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、静岡県地域防災計画と整合を図るものとする。

【国、県及び当町の防災会議並びに防災計画の関係】



イ 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、静岡県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき、町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(2) 計画の修正

川根本町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは速やかに修正する。

(3) 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努める。

また、川根本町の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

川根本町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町内全域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 町

- (1) 町防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫及び保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている掌握事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

3 静岡県警察（島田警察署）

- (1) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、災害時の交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

4 静岡市消防局

- (1) 消防・その他の応急措置
- (2) 被害者の救護・救助その他の保護
- (3) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
- (4) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
- (5) 防災知識の啓発、普及

- (6) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

5 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第11飛行教育団（静浜基地）
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

6 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被害地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）
 - ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等の被災状況の把握
 - ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - エ 災害復旧工事等における労働災害防止のための監督指導
- (4) 農林水産省関東農政局
 - ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
 - イ 応急用食料・物資の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
 - エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
 - オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
 - キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
 - ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
 - ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、
防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
 - コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
 - サ 被害農業者に対する金融政策に関すること
- (5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体との被災状況の把握
- (6) 林野庁関東森林管理局
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
 - イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (7) 経済産業省関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
 - エ ガスの安定供給に関すること
- (8) 経済産業省中部経済産業局
- ア 電気の安定供給に関すること
- (9) 国土交通省中部地方整備局
- 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動対応
地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 県及び町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
- (10) 国土交通省中部運輸局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

- イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (11) 国土地理院中部地方測量部
- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (12) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 異常現象（異常水位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行なう。
 - エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
 - カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (13) 環境省関東地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (14) 防衛省南関東防衛局
- ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

- ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
- (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (I) 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- (2) 日本赤十字社静岡県支部
- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
- 気象予報、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、(株)NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
- ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社（静岡支店））
- エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
- オ 被害施設の早期復旧
- カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (5) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、シクシス株式会社
- LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
- (6) 日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）
- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
- イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所
- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- ウ 災害時における電力供給の確保
- エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ等）を利用した広報
- オ 被災施設の調査及び復旧

- (8) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
携帯キャリア事業者として、重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（㈱大畑、川根ガス㈱千頭営業所、㈱長塚石油、平口鉄工所、森下商会）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (2) 大井川鐵道株式会社
 - ア 鉄道、軌道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 民間放送機関（FM 島田）
気象予警報、災害情報その他の災害広報
- (5) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (6) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - ア 災害時の道路、交差点での交通整理支援
- (7) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力

(※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者
- (8) 一般社団法人静岡県建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時に

は応急措置を実施するとともに、川根本町の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 川根本町商工会（川根本町商工会、川根本町商工会本川根支所）
 - ア 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
- (2) JAおおいがわ（中川根支店、上長尾支店、徳山支店、本川根支店）
 - ア 農林水産物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物の確保
 - ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- (3) 森林組合おおいがわ（本川根支所）
 - ア 林野火災の予防
 - イ 応急対策用木材の確保及び協力
- (4) 社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（中川根事務所、本川根事務所）

町が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること
- (5) 川根本町建設業関係団体

災害時における応急復旧対策についての協力
- (6) 川根本町赤十字奉仕団
 - ア 川根本町の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
- (7) 防災上重要な施設の管理者
 - ア 所管に係る施設についての防火管理
 - イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - ウ 当該施設に係る災害復旧
- (8) 川根本町自主防災組織
 - ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

（資料編1-2-1）防災関係機関一覧

第3節 町の自然的条件

1 位置・境域

当町は、静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっている。

町域は、東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.88km²（県全体の 6.2%）で、南北に流れる大井川と寸又川に沿った溪谷の川沿いに集落が点在し、町の東西の境界は 700～2,600m の山々で遮られている。

また、静岡市の中心部までは、自動車、鉄道共に約 1 時間 30 分、国道 1 号までは自動車で約 50 分の距離に位置する。

【位置・面積】

東西	南北	面積	庁舎の位置		
			東経	北緯	標高
約23km	約40km	496.88km ²	(本庁) 138° 04' 54"	35° 02' 49"	229.6m
			(総合支所) 138° 08' 27"	35° 06' 24"	318.118m

2 地形・地質

(1) 地形

当町の標高差は 2,400m 以上あり、最高地点は光岳の 2,591m である。

当町の地形は、大部分が大起伏山地（82.5%）、で、中起伏山地（12.7%）、小起伏山地（1.4%）を含めた山地が 97% を占めている。

北部は、大井川本流及び寸又川流域にある赤石山地南部にあたり、川は峡谷と曲流をなし、森林美と溪谷美を呈しているが、山地崩壊も多くみられる。千頭付近はやや川幅が広くなり、低地と段丘・高位平坦面に集落が立地している。旧河道や環流丘陵^{※1}も特色がある。

南部は大井川の東側が下泉河内川流域山地、西側が榛原川・長尾川・境川流域山地となり、川底の浸食が進んで崩壊地も多く分布する。徳山・上長尾・下長尾地区は河岸段丘、旧河道、小扇状地、河谷低地等多彩な地形がみられる。

なお、国土地理院の「日本の典型地形」によると、当町では接岬峡（峡谷、穿入蛇行^{※2}）、寸又峡（峡谷）、大井川中流（穿入蛇行）、大間の還流丘陵（還流丘陵）、大井川中流の段丘（河岸段丘及び段丘崖）の 5 箇所・6 項目が選定されている。

※1 環流丘陵：現在流れている河川の流路と、かつて流れていた河川の流路に囲まれてできた丘陵。

※2 穿入(せんにゅう)蛇行：隆起ないし浸食面の低下のため、曲流していた川が下方浸食を復活し、曲流を保ちながら河床を基盤岩中に深く掘り込んで生じる。

【典型地形】

項 目	名 称	備 考
峡谷	接岨峡	大井川、奥大井県立自然公園
	寸又峡	大井川支流寸又川、奥大井県立自然公園
穿入蛇行	接岨峡	大井川、奥大井県立自然公園
	大井川中流	
環流丘陵	大間の環流丘陵	寸又川、奥大井県立自然公園
河岸段丘及び段丘崖	大井川中流の段丘	

出典：国土交通省国土地理院技術資料 D・1-No.357・日本の典型地形

(2) 地質

当町の地質は、「四万十帯」と呼ばれる中生代後期白亜紀（約 8,000 万年前）から新生代古第三紀（約 5,000 万年前）にかけての堆積岩からなる。砂岩泥岩の互層で褶曲を受けて割れ目が発達し、さらに標高が高く気温差が大きいことから風化浸食が顕著である。

また、降水量が多いことから崩壊地の拡大が大きく、生産された土砂は山腹や川床に堆積し、下流へ流出している。

北部は緑色岩や赤色チャートを含む泥岩・砂岩からなる「白根層群」、砂岩を主とする「寸又川層群」、砂岩泥岩互層の「犬居層群」「三倉層群」が北東―南西の走向で帯状に配列している。風化作用や構造運動による破砕作用が進んで山地崩壊が多い地域でもある。

南部は砂岩泥岩互層となる「寸又川層群」や「犬居層群」、泥岩、砂岩、乱雑層からなる「三倉層群」の地層が分布する。北東南西方向の帯状配列と構造をもち、蛇紋岩も点在する。

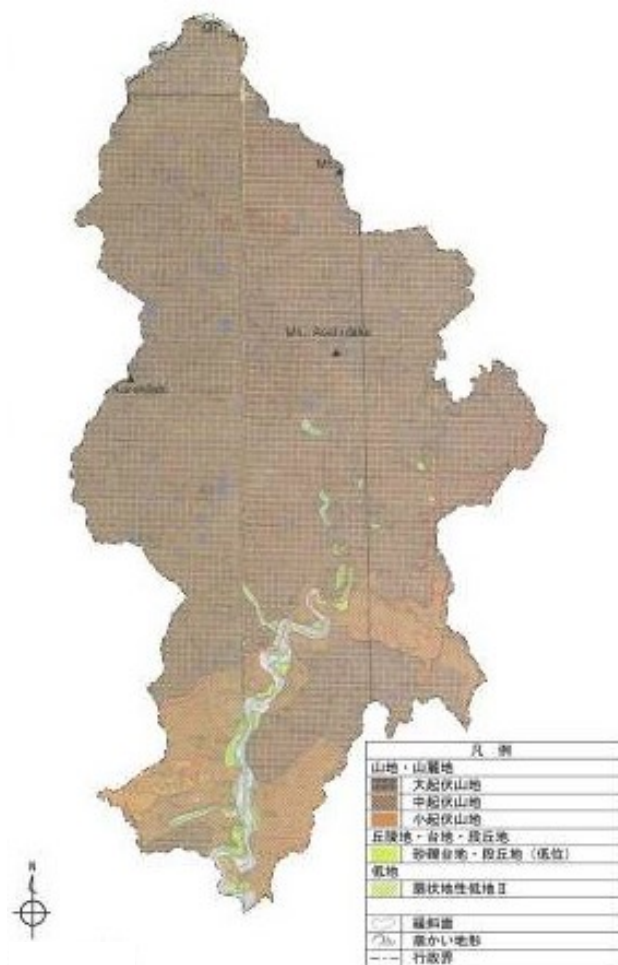
なお、表層地質は礫岩、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、緑色岩等のほとんどが固結堆積物（95.0%）であり、未固結堆積物（2.8%）はわずかである。

【地質一覧表】

絶対年代	地質時代		地層名	構成する地層
約 2,400 万年前	新生代	古第三紀	三倉層群(M)	砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層、泥岩
約 6,600 万年前		白亜紀末～古第三紀	犬居層群(I)	緑色岩、砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層
	中生代	後期白亜紀	寸又川層群(Su)	砂岩泥岩互層
約 8,000 万年前			白根層群(Sn)	緑色岩、赤色チャート、乱雑層

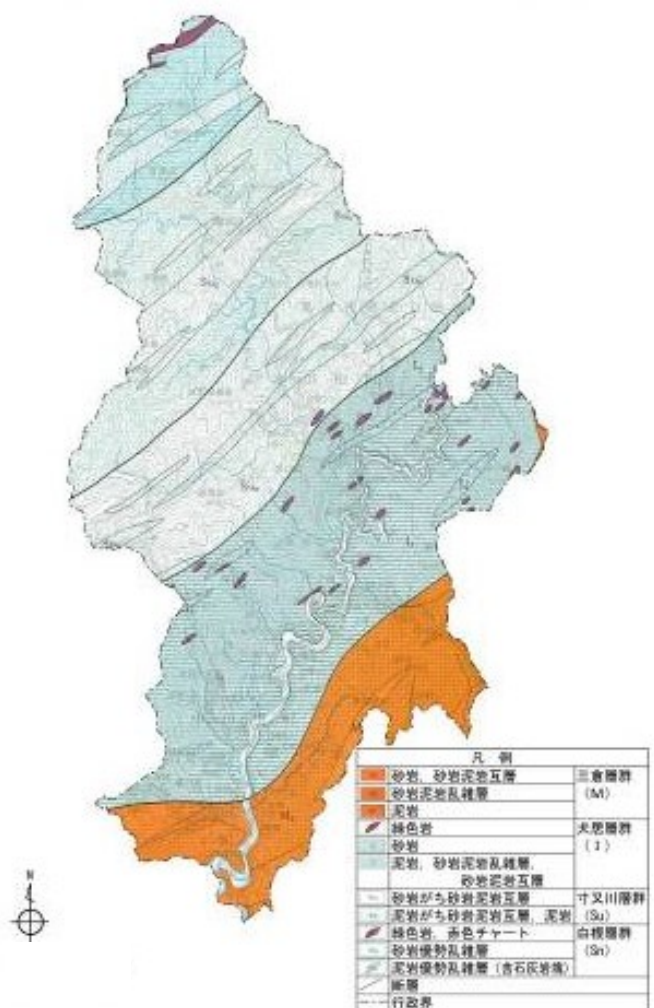
出典：静岡県地層図

【地形区分図】



出典：静岡県土地分類図付属資料

【地質図】



出典：静岡県地質図

3 河川

当町の中央を二分する形で南北に流れている大井川は、日本屈指の急流河川で、流路が網状で安定せず、洪水時における河床洗堀や河岸侵食等の災害が多く発生し、河床材料の粒径が大きいという特徴がある。

流域周辺の地形は、上中流域の急峻な地形の赤石山脈と下流域周辺の比較的平坦な大井川平野（志太平野）とに区分できる。

上流域は隆起の著しい山地と流水による侵食の激しい河川との結合から V 字型の急峻な地形となり、源流部に近い山地では赤崩、ボッチ薙、上千枚崩等の大規模崩壊地がみられる。

また、中流域は隆起作用と下刻作用等の影響により河岸段丘が形成され、「鵜山の七曲り」に代表される穿入蛇行がみられる。

一方、環境的には、上流域に広がる水と緑の空間は、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園等に指定され、豊かな自然環境や深い渓谷美を有する接岨峡や寸又峡等の河川景観に恵まれており、良好で多様な生態系を育むとともに、地域住民に憩いと安らぎを与える場となっている。

4 気候

当町の気候は、静岡県の中では比較的冷涼で、年間降水量が 2,500～3,000mm と多雨であり、過去台風や集中豪雨の被害を受けたことがある。

積雪は、標高 800m 以上の山地には毎年見られるが、集落や農地のある地域では降雪は年に数回あるものの、積雪はほとんどみられない。

初霜は、10月下旬に始まり5月上旬にかけ晩霜をみることもあり、農作物等に大きな影響を与えることがある。

川根本町の平年値

月	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	95.9	2.9	9.8	-2.7	0.9	146.9
2月	130.3	4.0	10.8	-1.9	0.9	152.1
3月	255.5	7.3	13.9	1.5	0.9	165.0
4月	244.8	12.6	19.2	6.6	0.9	174.4
5月	287.0	16.8	23.2	11.2	0.8	163.2
6月	359.3	20.5	26.0	16.0	0.7	123.8
7月	366.7	24.1	29.8	20.0	0.7	143.9
8月	369.8	25.0	31.0	20.8	0.7	169.7
9月	406.0	21.7	27.4	17.7	0.6	128.5
10月	232.5	16.0	22.2	11.3	0.6	140.2
11月	167.5	10.2	17.1	5.0	0.6	140.8
12月	78.3	4.9	12.2	-0.7	0.8	147.2
全年	2,988.3	13.8	20.2	8.7	0.8	1,793.5

※平年値は1981～2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出。 出典：静岡地方気象台

第4節 町の社会的条件

1 人口・世帯数

令和2年10月1日現在の当町の人口は6,547人、世帯数は2,862世帯、平均世帯人員は2.29人/世帯で、人口及び世帯数ともに減少傾向にある。

また、当町では、人口の減少に加えて少子高齢化が進み、高齢化率は49%を上回り、ほぼ2人に1人が65歳以上の高齢者である。

【人口と世帯数の推移】

	人 口			世帯数	1世帯当たり人員
	総数	男	女		
平成27年	7,538	3,661	3,877	2,939	2.56
平成28年	7,333	3,569	3,764	2,928	2.50
平成29年	7,124	3,456	3,668	2,908	2.45
平成30年	6,925	3,374	3,551	2,925	2.37
令和元年	6,698	3,268	3,430	2,885	2.32
令和2年	6,547	3,209	3,338	2,862	2.29

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【年齢3区分別人口の推移】

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総数
平成27年	531	3,577	3,430	7,538
平成28年	480	3,422	3,431	7,333
平成29年	454	3,282	3,388	7,124
平成30年	429	3,165	3,331	6,925
令和元年	406	3,035	3,257	6,698
令和2年	402	2,933	3,212	6,547

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 産業

(1) 農林業

当町の基幹産業は、茶業と林業である。

このうち茶業は、全国的に有名な「川根茶」の産地として知られており、農業産出額もお茶（生葉、荒茶）が全体の9割程度を占めている。

また、平成25年5月に、世界農業遺産（GIAHS）国際会議において、「静岡の茶草場（ちゃぐさば）」が世界農業遺産に認定された。静岡県では、掛川市、牧之原市、菊川市、島田市、川根本町の5市町が、伝統農法として「静岡の茶草場」を世界農業遺産に申請しており、茶業農家の営みと生物多様性の確保が両立している世界的にも珍しい地域であると認められたものである。

一方、林業については、若者の流出や材価低迷等によって林家数が年々減少しており、後継者不足や林業労務者の高齢化等の問題に直面している。

しかし、一部の森林ではFSC(R)森林認証を取得して、伝統的な林業形態に加えて、認証基

準をモデルに全町的に「環境、社会、経済」に資する適正な森林管理を目指した林業を行っている。木材業は、町内や近隣市町村の大井川流域の木材による製品を製造するメーカーと連携し、新しい製品企画、製品群の開発供給を展開しており、建築材料をはじめ、家具類、什器類、雑貨、特殊製品に至るまで様々な取組みを進めている。

(2) 観光

当町には、本州唯一の原生自然環境保全地域がある大井川支流の寸又川源流部や南アルプスの最南峰である光岳、流域の美しい溪谷、山犬段のブナの原生林や大札山・外森山のアカヤシオ・シロヤシオ等の自然環境に恵まれている。

また、寸又峡や接岨峡等の温泉、全国で唯一、常時運転しているSLやアプト式鉄道、素晴らしい星空が観察できる三ツ星天文台等、さまざまな観光資源が点在している。

さらに、平成26年10月には、当町全域を含む南アルプスエリアが、豊かな自然環境を守り、共生してきたことが世界に認められ、ユネスコパークに登録されたことから、今後は国内外からの観光客の増加が期待されている。

なお、令和元年度の観光客数は約50.6万人、宿泊客数は約3.9万人である。

3 交通

(1) 道路交通

当町への広域的なアクセスルートとしては、国道362号、国道473号、主要地方道川根寸又峡線、一般県道・接岨峡線等がある。当町は道路延長に対する国道・県道が占める割合が高く、町内の主要な集落を結ぶ生活道路としての重要な役割を担っている。

(2) 公共交通

当町には、JR金谷駅と井川駅を結ぶ大井川鐵道があり、町内には19の駅が存在する。所要時間は、千頭駅からJR金谷駅まで約1時間となっている。

また、金谷駅から千頭駅間は電車以外にSLが営業運転されており、千頭駅から井川駅間は南アルプスあぶとラインとして、アプト式鐵道が運転されている。これらのSLやアプト式鐵道は来訪者から人気があり、観光資源としても貴重な存在となっている。

バス路線としては、千頭駅と寸又峡温泉を結ぶ大井川鐵道の路線バスや、町内各集落に連絡する町営バスが運行されている。

4 土地利用

当町の面積は49,688.0haで、その約9割を森林が占め、地形上、総土地面積に占める可住地面積は6.2%と少ない。

【土地の地目別面積】

(単位：ha)

区分	総面積	田	畑	住宅	山林	原野	雑種地	その他
平成27年	49,672.0	12.8	732.5	194.8	35,799.8	36.5	253.3	12,642.3
平成28年	49,688.0	12.8	730.4	194.5	35,759.7	35.7	254.0	12,700.9
平成29年	49,688.0	12.8	729.1	194.4	35,724.1	35.6	254.3	12,737.7
平成30年	49,688.0	12.8	727.2	194.5	35,718.8	36.0	254.6	12,744.1
令和元年	49,688.0	12.8	727.5	194.8	35,719.5	36.0	255.6	12,741.8
令和2年	49,688.0	12.8	726.7	194.3	35,721.7	36.3	256.8	12,739.4

出典：税務住民課「固定資産概要調書」

第5節 予想される災害と地域

1 地震

平成21年8月11日に発生した駿河湾を震源とするM6.5の地震において、当町は震度4を記録し、幸い人的・物的な大きな被害は発生しなかったが、地震帯となっている遠州灘、南赤石火山帯の余脈を受けているだけに、将来大地震の危険に遭遇する可能性を充分考慮し、住民に対し防災に関する知識と心得を周知させるとともに、地震による二次災害（火災、山崩れ）を未然に防止するための対策を早期に完備する必要がある。

とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年（1854年）の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、平成8年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

また、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

2 風水害

大井川中流域に面している当町は、梅雨前線、台風等により、大雨又は集中豪雨が発生し、水害を受ける危険性がある。

また、当町は多くの山地に囲まれているため、台風等による強風を受けやすく、注意が必要で

ある。

- (1) 大井川流域
 - ア 洪水における水量増加に伴う護岸に及ぼす影響
 - イ 河床の変動により流心の移動による新規災害の発生
 - ウ 大井川増水による停滞水の排水不能による影響
- (2) 榛原川流域
 - 山地崩壊による土砂流出に伴う下流に及ぼす災害
- (3) 水川川流域
 - 山地崩壊、土砂流出による下流護岸道路の決壊災害
- (4) 長尾川流域
 - 土砂流出堆積による護岸に及ぼす災害及び道路の決壊
- (5) 中津川流域
 - 上流部の山地崩壊に伴う下流未整備護岸箇所の決壊
- (6) 境川流域
 - ア 境川ダム土砂堆積による上流部河床上昇による影響
 - イ 上流部山地崩壊による土砂流出が下流に及ぼす影響
- (7) 下泉河内川流域
 - 流心の変動による未整備護岸決壊
- (8) 高野沢流域
 - 下流部排水処理
- (9) 寸又川流域
 - 土砂流出堆積により護岸に及ぼす災害及び道路の決壊

3 土石流・地すべり・山がけ崩れ

「土石流・地すべり・山がけ崩れ」については町内で砂防指定地が23箇所、急傾斜地崩壊危険区域が17箇所及び土砂災害警戒区域が260箇所、土砂災害特別警戒区域が227箇所（いずれも令和3年1月時点）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編参照）

なお、これらの約93%を占める林野における火災が最も心配される。特に近年、遊歩道の整備によって行楽期におけるハイカーの増加により、一層その心配が危惧される。

建物火災については、特に茶期において茶工場が集中的に操業されるため、この期の防火対策が重要視される。

また近年は、ほとんどの一般家庭で石油、ガスが使用されているため、その取扱い等に関する適切な指導が今後の課題となっている。

4 大規模事故

大規模な交通事故をはじめとする事故については、当町の場合、主に山間部の道路において狭隘区間や急勾配な箇所等がみられるほか、大井川鐵道、南アルプスあぶとラインが通過しているため、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

また、トンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、十分な防災体制の確立が必要である。その他、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいため、航空機事故に対しても注意する

必要がある。

5 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当町の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下、「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ、防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

当町は、山間地域であることから、集落が散在しており、通信網の整備充実は防災上極めて重要である。

したがって、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう、常日頃から通信施設・設備の整備点検を行うとともに、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化等の防災対策の推進を図るものとする。

1 有線通信施設

有線通信施設としては、西日本電信電話株式会社がある。有線通信施設は、防災上重要な役割を果たすが、東海地震等の大規模な災害が発生した場合、電話回線が使用不可能となることも考えられる。そのため、有線通信施設が使用できなくなった場合に備えて、無線通信施設の整備を図る必要がある。

2 無線通信施設

(1) 県防災行政無線（固定系）

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県防災行政無線で行う。県庁に基地局を設置し、県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システムである。地上系（デジタル式）と衛星系（アナログ式）がある。衛星系は、平成26年度にデジタル式となった。

(2) 町防災行政無線（移動系）

県と共同で整備し、平成26年4月より運用を開始している。これにより、通常時、災害時の当町の防災行政無線移動系システム、総合支所の防災拠点との通信が確立され、災害時には県との相互通信も可能である。

(3) IP告知放送システム

同時通報用無線と同等の機能を有するIP告知放送システムを整備し、平成27年度から運用を開始している。告知端末機「かわねフォン」を希望世帯に貸与しており、災害時には、住民に対し正確な情報を音声と文字で一斉に伝達することができる。

(4) 全国瞬時情報システム（J-ALERT）

通信衛星と町のIP告知放送システムを利用し、地震情報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムで、当町では平成22年度に導入している。

(5) 消防無線

静岡市消防局に基地局を設置し、移動局（車載、携帯）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。

(6) 緊急速報メール

気象庁の発表する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体の発表する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービスのことで、当町においても導入している。

3 通信施設整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、町防災行政無線（移動系）、ＩＰ告知放送システム等の運用方法の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。

(1) 通信設備の防災対策

ア 町は、災害時には、停電等による無線機の使用不能状態も考えられるため、予備機、非常電源等対策を講じておく。

イ 町は、アマチュア無線の活用を図るほか、平常時から無線従事者の育成に努める。

ウ 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

(2) 気象観測施設の充足整備

ア 町内の台風、局地的豪雨、その他異常気象及び地震に関する情報を迅速に把握し、監視、記録をもって防災対策に資するため、気象観測等の設備の整備を図る。

イ 県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所 117 箇所、水位観測所 159 箇所のオンライン・リアルタイム化を実現した。

4 被災者等への情報伝達手段の整備

(1) 町及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 町及び県は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第2節 防災資機材の整備計画

この計画は、当町が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急資機材の整備、点検に努めるものとする。

1 消防資機材

消防ポンプ自動車等の消防設備及び消防水利を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の

円滑な実施を図る。また、消防施設、設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。

2 水防資機材

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善する。また、出水期前に水防資機材を点検し、出水に備える。

3 救助資機材

人命救助に必要な救命用資機材について、災害発生時にその機能が有効、適切に活用できるよう整備を図る。また、救命用資機材を定期的に点検し、災害発生時に備える。

第3節 道路鉄道等災害防止計画

1 主旨

この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の交通規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

3 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立
 - 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等
 - 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

(4) 通行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

1 主旨

災害が発生しても被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、住民及び各組織等を対象に防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、町職員及び町内住民に対する災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

(1) 教育機関

防災に関する教育の充実に努める。

(2) 町及び県

ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。

イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」等も活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

エ 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

2 普及方法

町及び県は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する住民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は、次の方法により行うものとする。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用して、その徹底を図る。

(3) 印刷物、ラジオ、テレビ、新聞等による普及

住民等に対し、その時期に応じて、「広報かわねほんちょう」や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、パンフレット等の印刷物、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、防災知識の高揚を図る。

(4) 映画、スライド、講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者及び住民等に対し、映画、スライド、講演会を開催し、防災知識の普及を図る。

(5) 町及び県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

住民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

3 普及すべき内容

町は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 町地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

(6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

オ 避難所の適正な運営

カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

キ 広域避難の実効性や確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

4 町の実施事項

(1) 町職員に対する防災教育

町職員として、行政をすすめる中で、積極的に防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門

家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

- ア 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- イ 東海地震等の災害発生に関する知識
- ウ 第4次地震被害想定の内容
- エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- オ 「川根本町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策
- カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらに基づきとられる措置
- ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- シ 地震等の防災対策の部題その他必要な事項

上記のうち、カ〜クについては、年度当初に各課等において、所属職員に対し十分に周知する。また、各課等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、川根本町教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校（幼稚園・小・中学校）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立学校（幼稚園）においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。

なお、防災教育は、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の教訓等を考慮した上で継続して行うよう努めるものとする。

ア 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

イ 応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

(3) 住民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合

的な知識の普及に努めるものとする。

特に、6月第1日曜日を「土砂災害対応訓練の全国統一実施日」、8月30日から9月5日までを「防災週間」、11月を「地震防災強化月間」、12月第1日曜日を「地域防災の日」、1月15日から21日まで「防災とボランティア週間」と定め、それぞれ、土砂災害、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災アドバイザー等の積極的な活用を図る。また、町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

ア 一般的な啓発

【啓発内容】

- (ア) 東海地震等防災の基礎的な知識
- (イ) 第4次地震被害想定の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識
- (カ) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ケ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ク) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (セ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ソ) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (タ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (チ) 避難生活に関する知識
- (ツ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮
- (テ) 安否情報の確認のためのシステム
- (ト) 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- (ニ) 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (ホ) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

【手段・方法】

- (ア) パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、DVD及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。
- (イ) 特に、突然発生した地震に対する住民等の行動指針について周知徹底を図る。

イ 社会教育を通じた啓発

町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財に対する防災知識の普

及を図り、保護の担い手づくりに努める。

(7) 啓発内容

住民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

(1) 手段・方法

各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

ウ 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。

これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

県及び町は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

エ 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、町内の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

オ 相談窓口等

町は、それぞれの機関において、所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応ずる。

(7) 総括的な事項

町総務課、県中部地域局

(1) 建築物に関する事項

町建設課、県島田土木事務所建築住宅課又は都市計画課

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

当町における災害発生の態様から、自然災害及び火災に重点を置き、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 当町の地形、地質的素因が自然災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 古文書等、過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後、同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。

こうした防災基礎調査の活用は、従来とかなおざりにされがちであったため、結果的に大

きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況を把握しておく。

イ 近年における林道の開設、大井川水系へのダム建設等により大規模な災害発生も予想される。このような災害を防ぐためにも、治山、治水施設の整備は重要であり事前に研究しておく必要がある。

(7) 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(3) 火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

1 主旨

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2 避難体制の概要

1 避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも考慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

(2)避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1)避難所の指定

避難所は、自治会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 町は、できるだけ洪水等による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。
- ③ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報を入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努め、場合によっては県からの支援を求めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含め

て検討する要努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもに配慮するものとする。

(2) 2次の避難場所の整備

① 福祉避難所

- 町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことが困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次の避難所

- 2次の避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則して7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- 町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- 町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次の避難所が不足するよう場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制

整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2)学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3)不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅やその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また県及び町は、施設の管理者に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

- ・町は、河川氾濫、土砂災害、地震や津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

町における災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び住民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行なうとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

1 総合防災訓練の実施

- (1) 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。
- (2) 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点を置き、町は、総合防災訓練を実施するものとする。

ア 水防

イ 消火

ウ 交通規制

エ 道路啓開

オ 救出・救護

カ 避難・誘導

キ 通信情報連絡

ク 救助物資輸送

ケ 避難所運営

コ 給水・炊き出し

サ 応急復旧

シ 遺体措置

- (3) 総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得及び体得し、災害時にお

いて速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に則した個別訓練及び連携訓練を実施するものとする。

3 救助・救急関係機関の連携

町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行なうため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

4 非常通信訓練

災害時において、災害地から町災害対策本部及び県中部方面本部、防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

5 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

その場合、町は、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

6 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第8節 自主防災組織の育成

1 主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が不可欠であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織（全世帯が加入）とする。また、町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

（資料編2-8-1）自主防災組織一覧

(2) 編成

本部組織として、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、災害時要配慮者班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

（資料編 2-8-1）自主防災組織一覧

3 推進方法

町は住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4 研修会等の開催

町及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダー養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5 住民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、住民が果たすべき役割は極めて大きい。住民は、自分達の安全は自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平常時からの実施事項

ア 防災気象に関する知識の吸収

イ 地震防災等に関する知識の吸収

ウ 地域の危険度の理解

- エ 家庭における防災の話し合い
 - オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
 - カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
 - キ 家屋の補強等
 - ク 家具その他落下倒壊危険物の対策
 - ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
 - コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
 - サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
 - セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
 - ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項
- 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。
- ア 正確な情報の把握
 - イ 火災予防措置
 - ウ 非常持出品の準備
 - エ 適切な避難及び避難生活
 - オ 自動車の運転の自粛
- (3) 災害発生後の実施事項
- ア 出火防止及び初期消火
 - イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - ウ 治療を要する負傷者の搬送
 - エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - オ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町、消防団等と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

- (1) 防災知識の啓発
- ア 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。
 - イ 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
- (2) 防災委員の自主防災組織内での活動
- 防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、

又は組織の長の相談役、補佐役として「地域防災マップの作成」以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の確化を図る。

(4) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。

(5) 自主防災組織の台帳の作成

ア 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

(ア) 世帯台帳（基礎となる個票）

(イ) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）

(ウ) 人材台帳

(エ) 自主防災組織台帳

(6) 防災点検の日の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 避難所の運営体制の整備

町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

(8) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

イ この場合、他の地域の自主防災組織、地域内事業所の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。

ウ また、災害時要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出及び救護の訓練

(オ) 炊き出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7 町の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

町は、県中部地域局と連携して住民と防災対策等について十分話し合い、各地域の実情に合った自主防災組織づくりを推進する。

(2) 防災委員制度

町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。防災委員の任期は3年以上とする。

(3) 自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

研修名	対象者	目 的
自主防災組織 中 核 的 リーダー研修	町長の推薦による 自主防災組織の中 心的リーダー（会 長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより、単位 自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活 動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダ ーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地 域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資す る。

(4) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

(5) コミュニティ防災センターの活用

町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。

ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

(6) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町及び県は必要な助成を行う。

(7) 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

町は、当該アプリを搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

8 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- (2) 消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などの屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外へ移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

1 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

- (1) 町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- (2) 町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
- (3) 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 事業継続計画（BCP）の取組み

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が策定されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

町は、川根本町社会福祉協議会、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、町は、災害時にボランティア活動者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

2 ボランティア活動経費の準備

町災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティア・コーディネーターを活用できる環境を創る。

3 災害ボランティア・コーディネーターの養成

町は、災害時にボランティア活動者に対する情報配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターの養成に努めるものとする。

第12節 要配慮者支援計画

1 主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

2 要配慮者の支援体制の整備

(1) 要配慮者の支援体制

町は、要配慮者に対する情報や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難体制を整備するものとする。

地域においては、町のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、消防団等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、川根本町社会福祉協議会、いきいきクラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成する。

ア 名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

(ア) 要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

- (ウ) 療育手帳の交付を受け、程度区分がA1又はA2に該当する者
- (エ) 自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者
- (オ) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者（静岡市、浜松市以外は県保健所から情報提供される）
- (カ) 前各号に準じる状態にある者

イ 名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたって、福祉担当課において把握している次の台帳等に登録されている情報を対象者リスト作成のために内部利用する。

- (ア) 要介護・要支援認定台帳
- (イ) 身体障害者手帳交付台帳
- (ウ) 療育手帳交付台帳
- (エ) 自立支援医療費の申請受理簿

また、以下の情報を県健康福祉センターから取得する。

- (オ) 難病患者災害時要援護者リスト

ウ 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 性別
- (ウ) 年齢（生年月日）
- (エ) 住所
- (オ) 電話番号（FAX番号、携帯電話番号等）
- (カ) 避難先（福祉避難所）
- (キ) 避難支援等を必要とする事由
- (ク) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて県やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求める。

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町福祉担当課は、避難支援体制を整備するため、川根本町個人情報保護条例第9条第1項第2号に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「本人の同意があるとき」に基づき、名簿情報を町防災担当課と共有するとともに、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供する。

ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

カ 避難行動要支援者名簿の管理

- (ア) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は町福祉担当課が保管し、副本は名簿情報の提供を受けた者が保管する。

名簿情報は、川根本町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、名簿情報の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員、民生委員・児童委員は守秘義務を厳守するとともに、名簿を保管する自主防災会代表者は守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、施錠付きの保管庫に保管する

など、情報の適正管理を徹底する。

(イ) 名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎年1回を目処に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、更新時には古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

キ 名簿情報の利用及び提供

(ア) 町は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(イ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

ク 個別避難計画の作成及び管理

(ア) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(イ) 町は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(ウ) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(エ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 防災訓練

町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(5) 人材の確保

町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(6) 協働による支援

町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア団体・グループ、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(7) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(9) 観光客の安全確保

町は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する。

(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第13節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

1 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

ア 建設型応急住宅

町及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ 賃貸型応急住宅

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 公営住宅

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 災害廃棄物処理

ア 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

イ 町は、県及び国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取

組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1 町

- (1) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。
- (2) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (3) 防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

2 重要施設の管理者

- (1) 町及び救護所等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保等の多重化を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。
特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- (2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても、燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 町、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域等（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

- (5) 電気事業者は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

1 人材育成

- (1) 町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- (2) 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 実施体制の整備

町は、災害時にり災証明書が交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築

3 システムの活用

町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第17節 県・町の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

- (1) 県及び町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

県及び町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

1 主旨

- (1) 町、県及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することとも考慮する。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。
さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

1 主旨

- (1) 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確にしておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

1 主旨

- (1) 町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

- (2) 町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や、融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (3) 町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- (4) 町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、駅等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行なうとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、町が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

- (1) 町の責務
災対法第5条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置
- (2) 他の市町村長等に対する応援の要求
災対法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 県知事に対する応援の要求等
災対法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 災害派遣の要請の要求等
災対法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

第1節 総則

1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

災対法第42条（市町村地域防災計画）では、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 町が行う措置

災対法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救護、救出その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防御又は拡大防止のための措置に関する事項
- 上記(9)として行う措置の例は以下のとおりである。
- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊

急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

- ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・ 県、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

災対法第10条（他の法律との関係）に定めるところにより、他の法律に特別の定めのある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

災対法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たされることを期待するものである。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

またライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 町の配慮すべき事項

ア 要請について

町長は、町地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請をするものとする。

連絡要請は電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援が速やかに行えるよう努めるものとし、電信電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への連絡周知について

町長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう、町内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

この計画に基づき町等を応援する場合の指揮系統は、災対法第 67 条（他の市町村等に対する応援の要求）、第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、町長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるため、町、関係機関、業者とも、相互の要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるものとする。

(8) 知事による応急措置の代行

災対法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、町地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、災対法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合の町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 川根本町防災会議

川根本町防災会議条例（平成 17 年条例第 12 号）の定めるところによるものとする。

(2) 川根本町災害対策本部・支部

ア 編成

川根本町災害対策本部・支部（以下「町災害対策本部」、「町災害対策支部」という。）

の編成及び事務分掌は、（資料編 3-2-1 及び 3-2-3）のとおりである。

イ 設置基準

(ア) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき

(イ) 災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき

ウ 運営

川根本町災害対策本部条例（平成 17 年条例第 13 号）の定めるところによるものとする。

エ 廃止基準

(ア) 当町の地域において災害発生のおそれが解消したとき

(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

(ウ) その他町長が適当と認めたとき

(3) 川根本町水防本部

川根本町水防本部（以下「町水防本部」という。）の組織に関し必要な事項は、川根本町水防計画書（第4章）の定めるところによるものとする。ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(4) 本部長及び副本部長

町災害対策本部長は町長をもって充て、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。副本部長は副町長及び教育長をもって充てるものとする。本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した本部員がその職務を代理する。

第1位	副町長	第2位	教育長
-----	-----	-----	-----

(5) 支部長

支部長は、総合支所長をもって充て、支部の事務を総括し、支部管内の情報を本部に報告し、また本部長の指示により職員を指揮監督する。

(6) その他

ア 標識

本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。

イ 本部職員の証票

本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、災対法第 83 条第 2 項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

（参考資料 1）川根本町防災会議条例、（参考資料 2）川根本町災害対策本部条例

（参考資料 3）川根本町非常災害対策本部規程

（資料編 3-2-1）川根本町災害対策本部組織図、（資料編 3-2-3）災害対策本部事務所分掌

2 職員動員及び配備

(1) 配備基準

ア 職員の動員及び配備は、職員災害対応マニュアルの定めるところによる。

イ 本部長、副本部長、支部長及び本部員、支部員並びに本部職員、支部職員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。

ウ その他の要員もあらかじめ指定された業務に就く。

体制 \ 事象	南海トラフ地震臨時情報	地震災害	風水害等一般災害
第1次配備体制 (情報収集体制)	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	震度4	警戒レベル3相当情報 各種警報 氾濫警戒情報 高齢者等避難
第2次配備体制 (警戒体制)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	震度5弱	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 避難指示
第3次配備体制 (警戒本部体制)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	震度5強	警戒レベル5相当情報 各種特別警報 氾濫発生情報 緊急安全確保
災害対策本部	—	震度6弱以上	大規模な災害が発生、 または発生する恐れが あるとき

(資料編3-2-2) 職員の体制及び配備基準

(2) 動員体制

- ア 各班長は、所管の各班ごとにあらかじめ動員計画をたてて、これを災害対策本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。
- イ 本部が設置されていない勤務時間外等の災害についての情報は、日直者及び警備員が受領し、あらかじめ定められた伝達系統により伝達するものとする。
- ウ 各班の非常配備職員は、勤務時間外において異常な大災害が発生したことを知ったとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに登庁する。ただし、道路交通の途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎等とする。

(参考資料5) 職員災害対応マニュアル

第3節 動員・応援・受援計画

この計画は、町長が町職員等の動員を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 実施基準

(1) 動員の時期

町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 動員対象者

- ア 町職員
イ 消防団員

(3) 応援動員対象者

- ア 消防職員

- イ 警察官
- ウ 自衛官
- エ 医師、歯科医師又は薬剤師
- オ 保健師、助産師又は看護師
- カ 土木技術者又は建築技術者
- キ 大工、左官又はとび職
- ク 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者
- ケ 重機等の運転技術者
- コ 自治会長、自主防災委員

(4) 町職員の応援

① 救助作業隊

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

② 技術職員

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 実施方法

(1) 町職員の動員

体制	配備の内容	参集職員等
第1次 配備体制 (情報収集体制)	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	地震災害 総務課長・総合支所長・建設課・くらし環境課・自治防災室 地震災害以外 【勤務時間内】建設課・くらし環境課・自治防災室 【勤務時間外】日直・風水害当番
第2次 配備体制 (警戒体制)	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	地震災害 全職員 地震災害以外 【勤務時間内】建設課・くらし環境課・自治防災室 【勤務時間外】総務課長・総合支所長・一部の課局長及び室長・建設課・くらし環境課・自治防災室・風水害当番
(災害警戒本部)	災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	地震災害 全職員 地震災害以外 正副町長・教育長・全課局長・全室長以上・建設課・くらし環境課・自治防災室・風水害当番
第3次 配備体制 (災害対策本部)	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制	全職員

体制	配備の内容	参集職員等
	(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)	

※オフロードバイク隊及び地区防災応援職員は、総務課長の指示により活動できる体制を確立する。

(2) 消防団員の動員要請

動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。

ア 第1次配備：本部役員（団長、副団長、統括本部長、本部長）及び各分団の部長以上

イ 第2次配備：班長以上

ウ 第3次配備：全団員

※ 気象状況の悪化により災害を予測する場合は、各分団に対し第1次配備をもって地域の警戒実施を要請し、その状況において分団長は第2次配備及び全団員の出勤を命令し、応急措置業務に従事させる。

(3) 自治会の応援動員要請

区自治会は、区長を本部長として地域の災害防止を図るため、地区を管轄する消防団分団と連携をとり、災害の状況を判断し、必要に応じ住民の出勤を要請する。

(4) 消防職員の応援動員要請

災害の状況により消防職員の派遣を要するときは、静岡市島田消防署長に要請するものとする。

(5) 警察官の応援動員要請

災害の状況により警察官の派遣を要するときは、島田警察署長に要請するものとする。

(6) 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請の要求は、＜本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞の定めるところによる。

(7) 医療・助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜本章第13節「医療・助産計画」＞の定めるところによるものとする。

(8) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）

ア 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して、当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。

イ 応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

(9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合に、災対法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関、指定地方行政機関の長に対して、次の事項を明らかにした上で、職員の派遣を要請することができる。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(10) 知事等に対する応援要請等

町は、災対法第30条の規定に基づき、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し、次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に対し必要な事項

(11) 他の市町村長等に対する応援要請

町長は、町域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

（資料編 3-3-1）消防団組織図

（資料編 3-3-2）消防団出動区分表

(12) 県から町に対する応援

知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。

3 受入体制の確立

- (1) すべての動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 動員により応援を受ける場合は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 訓練などを通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

この計画は、町、県及び関係防災機関との通信系統を明らかにするとともに、町の実施すべき事項を明示して、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、事前配備態勢及び町災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面＜本章第30節「突発的災害に係る応急対策計画」＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 町と県との情報の緊密化

情報の収集及び伝達は、町災害対策本部と県災害対策本部、各相互のルートを基本として、

静岡市消防局、島田警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

また、情報活動の緊密化のため、静岡市消防局及び島田警察署は、県災害対策本部及び町災害対策本部に職員及び警察官を派遣するものとし、県災害対策本部も町災害対策本部に職員を派遣する。

(2) 報道機関との連携

日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。

(3) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部署等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。

(4) 県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は町災害対策本部において取りまとめて実施する。

町に災害現地对策本部が設置された場合には、町災害対策本部は当該現地对策本部との連携を図る。

(5) 防災関係機関相互の連携体制の構築

町、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D[基盤的防災情報流通ネットワーク]）に集約できるよう努めるものとする。

(6) 情報伝達体制の確保

町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

1 気象予報、警報等伝達体制及び周知方法

(1) 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知

ア 県（災害対策本部）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては総務課）で受理する。

イ 町は、気象等情報について関係機関から積極的に収集するとともに、必要に応じ IP 告知放送システム、緊急速報メール、広報車・消防車等により住民に周知するものとする。また、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

ウ 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば異常水位、土地隆起等）を発見した者は、直ちにその概況を町、関係機関又は島田警察署に通報するものとする。

エ 水防予警報等の受領及び伝達は、＜風水害対策編 第3章災害応急対策 第4節「水防に関する予警報」＞の定めるところによる。

オ 地震に関する情報等の収集及び伝達は、＜地震対策編 第5章災害応急対策 第2節「情報活動」＞の定めるところによる。

（資料編 3-4-1）気象等の予報及び警報の種類と発表基準

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部局等

を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 避難の指示又は警戒区域設定状況
- (ウ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (エ) 物資の価格、役務の対価動向
- (オ) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (カ) 避難所の設置状況及び避難生活状況
- (キ) 医療救護所の設置状況並びに病院の活動状況
- (ク) 応急給水状況
- (ケ) 観光客等の状況
- (コ) 緊急輸送路等の被害及び復旧状況
- (サ) 人命救助の有無
- (シ) 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況
- (ス) ライフライン施設の被害及び復旧状況
- (セ) その他の各部・班の所管する事項

イ 消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

ウ 危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害時情報共有システム（Ｌアラート）の活用など、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(3) 防災関係機関による情報収集及び伝達

ア 町（災害対策本部）から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受信者を別に定め、あらかじめ町に届けるものとする。

イ 災害応急対策に関する収集すべき情報の主なものは次のとおりである。

- (ア) 被害状況
- (イ) 被害応急対策実施状況
- (ウ) 復旧見込み等

(4) 情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線や消防無線、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア 計測機器による収集

町役場に設置した計測震度計や雨量計により震度や降雨量等情報の収集を行う。

イ 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

エ オフロードバイク隊による収集

大規模災害時や孤立集落が発生した場合等には、町災害対策本部のオフロードバイク隊「KEEP」による情報収集を行う。

オ 防災関係機関からの収集

防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員（リエゾン）からも被害情報を収集する。

2 被害状況等の報告

(1) 町長に対する報告

ア 関係課長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合、口頭又は文書により災害情報及び被害状況を収集し、町長に報告するものとする。

被害状況等の報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度
- (オ) 災害に対してとった措置
- (カ) その他必要な事項

イ 島田警察署長は、災害情報を町長に通知する。

(2) 町災害対策本部に対する報告

必要に応じ、被害状況及び応急対策等の措置について、町災害対策本部に報告するものとする。

(3) 知事に対する報告

町長は、県中部方面本部（中部地域局）を経て知事に報告する。

報告の方法は、ふじのくに防災情報共有システム FUJISAN 又は電話をもって行い、最終報告は、文書をもって行う。

ア 被害速報（随時）

町長は、災害が発生した時から応急措置が完了するまで「被害程度の認定基準」に基づき、「被害速報（随時）」により、県中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、町長は 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県中部方面本部（中部地域局）に報告する。

ただし、県中部方面本部（中部地域局）に連絡がつかない場合は、県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び県中部方面本部長（中部地域局長）にも報告する。

イ 定時報告

町長は、定められた時間に、県中部方面本部長（中部地域局長）に定時報告をする。

また、町長は、可能な限り最新の被害状況を「災害定時及び確定報告書」により、把握しておくものとする。なお、報告時間は、災害発生の都度県が定める。

ウ 確定報告

町長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により、県中部方面本部長（中部地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告する。

エ 知事に対する要請

町長は、知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

オ 町長は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- (ア) 緊急要請事項
- (イ) 被害状況
- (ウ) 町の災害応急対策実施状況

カ 行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。

(4) 内閣総理大臣に対する報告

ア 災対法第53条第1項の規定に基づき、町が県に報告できない場合、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のいずれかである。

- (ア) 県が災害対策本部を設置した災害
- (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (ウ) (ア)又は(イ)に定められる災害になるおそれのある災害

イ ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害時の概要と被害者の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

ウ なかでも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者等）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

エ なお、内閣総理大臣への報告は、町から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。

【消防庁応急対策室】

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

オ 報告は次の基準に該当するものとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- (カ) 消防庁の定める「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を町から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。

(5) 被害の調査（り災台帳、り災証明書）

町長は、被害状況の調査に当たっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、申請者に対し、り災証明書を発行する。

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため町、県及び関係機関を結ぶ通信系統は資料のとおりである。

(1) 災害通信方法

県より伝達される各種災害通信は、県防災行政無線により総務課で受領し、状況により必要と認める場合は各課等へ伝達する。

また総務課は、上司の命令があったとき又は状況により必要と認めたときは、庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底させるものとする。なお、勤務時間外における情報の職員への連絡はあらかじめ定められた伝達系統により行うものとする。

(2) IP告知放送システムの利用

災害の発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、IP告知放送システムを活用し、住民に情報の周知徹底を図る。

(3) 防災行政無線等の利用

災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線等、防災関係機関の非常無線通信を最大限活用し、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡など、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

(4) その他の無線及び有線電話等

消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

ア 非常通信の利用

東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は、県地域防災計画のとおりである。

(ア) 要請の時期

一般加入電話が利用できないとき

(イ) 要請の方法

最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。

(5) 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社では災害時に回線が輻そうすることを防止するため、通話の規制を行う。災害時優先電話は、この規制を受けずに優先的に使用できる。

(6) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

(7) 自主防災組織を通じての連絡

町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(8) 電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

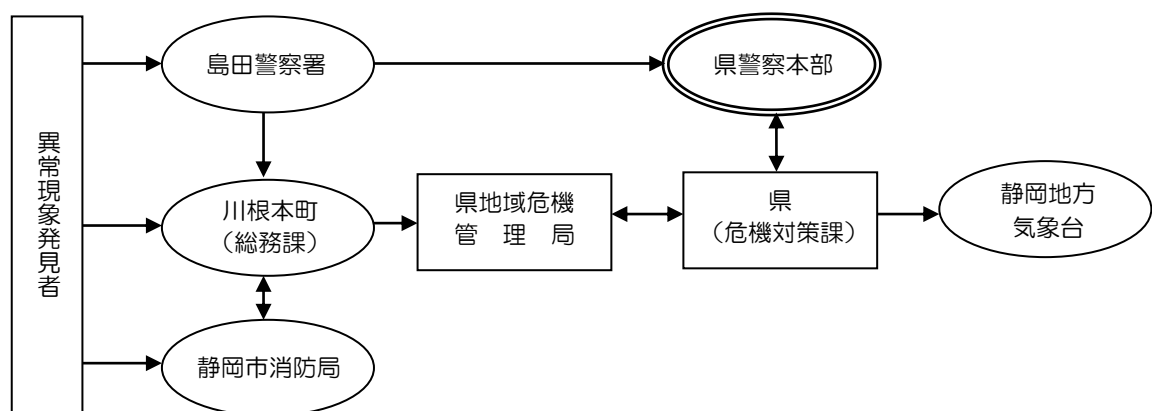
(9) 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

【異常現象に係る情報の連絡系統図】



第5節 災害広報計画

災害時において、住民に対し正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、町外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

(1) 広報事項

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し、次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

実施に際しては、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

広報事項の主なものは次のとおりである。

- ア 気象、地象、水象に関する情報
- イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
- ウ 道路交通及び交通機関の状況
- エ 電気、ガス、水道、電話、鉄道等の被害状況及び復旧見込み
- オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- カ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- キ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ク その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 報道機関に対する協力体制

ア 報道対応責任者

町災害対策本部において、報道機関に対応する場合の総括責任者は、総務課長とする。

イ 情報発表方法

報道機関に対する正式情報発表は、原則として島田記者クラブを通じて行うが、必要により町災害対策本部へ参集を依頼し、又は報道各社に対して個別に行うものとする。

(3) 広報実施方法

町が災害応急対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、次に掲げる各種媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を介したメディアの活用を図る。

停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ア 印刷媒体

- (ア) 「広報かわねほんちょう」
- (イ) 回覧文書
- (ウ) 災害記録写真グラフ等
- (エ) ポスター、チラシ類

イ 視聴覚媒体

(ア) ラジオ放送

NHK、SBS（静岡放送）、K-MIX（静岡エフエム放送）、g-sky（FM島田）

(イ) テレビ放送

NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）

(ウ) 広報車

- (イ) IP告知放送システム
- (オ) インターネット

(4) 被災者の安否に関する情報の提供等

町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。また、被災者の人命救助活動を迅速且つ円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

(5) 県との連携

県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

(6) 外部機関との連携等

ア 町は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。

イ 町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

ウ 町災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

2 経費負担区分

(1) 広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

(2) 外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

町災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。

町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(3) 報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
IP告知放送システム、FM 島田、広報車、消防車	主として町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に定めるところによるが、当町において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、（資料編3-4-2）による。

2 被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は、住家滅失等の認定、世帯住家の単位は、被害程度の認定基準による。

3 災害救助法の適用手続

町長は、当町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、県中部地域局長を経由して県へ報告する。

4 災害救助法事務

災害に際し、当町における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合には、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

(1) 応急救助事務内容

- ア 避難所等の設置及び収容
- イ 炊き出し、その他による食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ リ災者の救出
- キ リ災者の住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処置
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度額

（資料編3-6-1）に定めるとおりとする。

6 一時繰替支弁

災害救助法第44条に基づき、町は救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

この計画は、災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際は、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、町は避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難指示により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動

警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅や施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を光など普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 (町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険)	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人や友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅や施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅や施設等の浸水しない上階層留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (町長が発令)	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害)※2 ・大雨特別警報(土砂災害)※2	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害が発生し切迫する状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をと

りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

- 注2 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

②実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。
- さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- b 警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- c 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- d 水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- e 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- f 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

2 住民への周知

町長は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

3 避難者の誘導等

①町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

②学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 警戒区域の設定

①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

②警察官又は自衛官等は法第63条第2項、第3項の規定により町長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官又は自衛官等は、直ちにその旨を町長に通知する。

③知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設置、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

（参考資料7）急傾斜地崩壊危険区域指定一覧、（参考資料8）土砂災害警戒区域指定一覧

（参考資料9）地すべり危険区域一覧

5 被災者の救助

(1) 基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- ・県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- ・町及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行なう。
- ・自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行なう。
- ・自衛隊の救出活動は本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。
- ・救出及び救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

①町

- ・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく
- ・職員を動員し負傷者等を救出する。
- ・町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- ・町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

②自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行なうものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動を努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

③自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

6 避難地への避難誘導・運営

①避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

②地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

・要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出荷防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

・その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

③幹線避難路の確保

町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

④避難地における業務

・要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 火災等の危険な状況に関する情報の収集

イ 地震等に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

・町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護

に協力するものとする。

7 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、医療、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

- 町は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

- 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある

- 避難指示が発せられた場合
- 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の提示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳所の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

セ 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主への周辺への配慮の徹底

タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること

チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

8 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 避難所の設置

① 設置基準

- ・原則として、学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設置することとする。

② 費用の限度

- ・（資料編 3-6-1）災害救助法費用限度額とする

③ 実施期間

- ・災害発生の日から7日以内。
- ・ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。（資料編 3-6-1）災害救助法費用限度額

(2) 被災者の救出

① 実施基準

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を探し救出する。

② 費用の限度

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③ 実施期間

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。（資料編 3-6-1）災害救助法費用限度額

9 町長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 知事への要請事項

- ・ 町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容	
避難の場合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段
	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項（災害発生原因）
	ウ 避難期間	
救出の場合	ア 救出を要する人員	
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）	
	ウ その他必要事項（災害発生原因）	

- ・ 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- ・ 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ・ 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに解説できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 町長の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

10 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設整備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け、応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

11 広域避難・広域一時滞在

- 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。
- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、町は避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。
- 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の

地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難や受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- ・ 町及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- ・ 町及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区分		内容
県内市町への避難	町が被災した場合	・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難所の状況把握に努める。
	町が受入れる場合	・ 広域避難を受入れる場合、被災市町と協力して避難所の開設や運営等を行う。 ・ 町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難	町が被災した場合	・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援ができる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 町

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く住民に周知を行う。

(3) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣

れさせるとともに基本的なしつけを行う。

- イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努める。

2 放浪動物への対応

(1) 県

市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 町

- ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- オ 飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。
- カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(3) 飼い主

- ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
 - イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努める。
- ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保し支給するため、町等の実施事項を定め、食料提供に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 応急食料の確保計画の実施主体と実施内容

町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(1) 町

- ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

ア 調達又はあっせんを必要とする理由

イ 必要な食料の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役業員の派遣の必要の有無

カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

- ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(2) 町民及び自主防災組織

- ・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
- ・自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。
- ・自主防災組織は必要により炊き出しを行なう。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事ができない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で、食料を喪失し、持ち合わせがない者

(2) 給与対象品目

ア 主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ 副食（調味料を含む。）

(3) 対象経費

ア 主食費

(ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀

(イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

(ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ 副食費（調味料を含む。）

ウ 燃料費

エ 雑費

(ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

(イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

(4) 費用の限度

資料に定めるとおりとする。

(5) 実施期間

災害発生の日から 7 日以内。ただし、期間内に炊き出し、その他による食料給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

（資料編 3-6-1）災害救助法費用限度額

3 応急食料調達給与の方法

(1) 調達方法

調達は、原則として町において別に定める業者等と協定を交わし、災害時に対処するものとする。

(2) 輸送措置

輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、＜本章第 19 節「輸送計画」＞に基づき措置するものとする。

4 応急食料給与の方法

(1) 実施者

町において炊き出し等食料品の供与を実施する場合、町長は、町災害対策本部員を責任者に指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。

責任者は、配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏ないようにするものとする。

(2) 食料給与の方法

責任者は応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適切な方法により実施するものとする。

ア 配給品目は、主食及び副食

イ 配給数量は 1 人 1 日 3 食

(3) 対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準による。

(4) 炊き出し実施場所等

炊き出しは、町職員及び奉仕団員等に依頼して、給食施設、集会所等の既存の施設又は、自主防災組織に配布してある移動式炊飯器を利用して実施するものとする。

5 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、町長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第10節 衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品、燃料及びその他の物資（以下この節において「物資」という。）を確保するため、町等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量

町は別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(1) 町

- ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
- ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

ア 調達又はあっせんを必要とする理由

イ 必要な物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

- ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- ・町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。
- ・町長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

- ア 必要なLPガスの量
- イ 必要な器具の種類及び個数

(2) 町民及び自主防災組織

- ・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
- ・自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。
- ・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具その他日用品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 対象品目

衣料、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ 光熱材料

マッチ、LP ガス等

(3) 費用の限度

資料に定めるとおりとする。

(4) 給（貸）与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、知事と協議し必要最小限の期間の延長をすることができる。

（資料編3-6-1）災害救助法費用限度額

3 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

(1) 衣料、生活必需品等の調達の仕方

ア 調達方法

必要な物資については、費用限度額に基づいて、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して協定業者等により対処するものとする。

イ 輸送措置

調達した物資の輸送は、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該物資発注先の業者等において措置できないときは、＜本章第 19 節「輸送計画」＞に基づき町が措置するものとする。

(2) 衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

ア 実施者

衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、町長は、町災害対策本部員を責任者に指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のなきようにするものとする。

イ 給（貸）与の方法

責任者は、衣料品、生活必需品等の給（貸）与に際し、物資配分計画を作成し、実施するものとする。

ウ 集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、川根本町健康増進施設へ集積する。

4 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第11節 給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町、町民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

(1) 町

- ・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行なう。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。
- ・町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、県に調達のあつせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

カ その他必要事項

- ・自己努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意を広報する。
- ・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
-------------	-----------------------

飲料水の供給量	大人1人1日最小限概ね3リットル
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 町民及び自主防災組織

- ・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める、この場合は特に衛生上の注意を払う。
- ・町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 飲料水供給の対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水の供給量

大人1人1日最小限概ね3リットル

(3) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(4) 費用の限度

制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）

(5) 実施期間

発生の日から7日以内。

ただし、知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

（資料編3-6-1）災害救助法費用限度額

3 給水実施方法

(1) 水源の確保

町長は、町内の被災していない水道設備等により飲料水を確保するものとする。なお、町内の全水道施設が被災し、使用不能の場合は、汚染の比較的少ない河川水、井戸水等をろ水器によりろ過した後、塩素剤で滅菌し使用するものとする。

(2) 給水用資機材の確保

災害時に応急給水が円滑に行えるよう、町は、ろ水器、給水用容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

また、給水用資機材の借り上げ先をあらかじめ指定し、把握しておくものとする。さらに、各家庭に対しても、バケツ、ポリタンク等を常備しておくよう、広報誌等を通じて指導していくものとする。

(3) 給水の方法

- ア 給水は、給水実施計画を作成し措置する。
- イ 給水に際しては、給水時間・給水場所を事前に周知する。
- ウ 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図る。
- エ 町消防団の消防ポンプ自動車等を使用し、被災地域まで水を運搬する。ただし、火災消火のために消防ポンプ自動車等が使用できない場合は、給水車等を民間又は近隣市町から借り上げるものとする。
- オ 被災地域に給水所を設置し、おけ、バケツ、ポリタンク等の給水容器をもって、被災者に給水するものとする。
- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報するものとする。

(4) 水道施設の応急復旧

災害により、簡易水道の主要水道管に破損を生じた場合には、応急措置としてビニールパイプを利用し、復旧に当たるものとする。

4 災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、＜本章第7節「避難救出計画」の「10 広域避難・広域一時滞在」＞による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 町

ア 建築物

地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行ない、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 町民

- ・自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- ・判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、災害時の応急住宅対策マニュアル等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 町の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

・建設型応急住宅の建設

建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。また、建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

・賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行なうものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成と運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。また、入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 町営住宅等の一時入居

町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き及び維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。また、入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室や炊事場及び便所等の最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

・ 応急仮設住宅の場合

- ① 被害世帯数（全壊、全焼、流失）
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

・ 住宅応急修理の場合

- ① 被害世帯数（半壊、半焼）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物除去のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できない時は、次の事項を示して県に救援を要請する。

- ① 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、他に居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者または住家が半壊または半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（知事との事前協議必要）

イ 規模及び費用の限度額

（資料編 3-6-1）災害救助法限度額のとおりとする。

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期間を延長することができる。

エ その他

供与・維持管理・処分及び手続き等、知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模及び費用の限度額

（資料編 3-6-1）災害救助法限度額のとおりとする。

ウ 修理期間

災害発生の日から3カ月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内

エ その他

修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

5 実施方法

(1) 入居者、修理者の選考

ア 仮設住宅の入居者及び修理対象者の選考は、建設課が担当する。

イ 選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員はその都度、町長が任命するものとする。

ウ 選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ 選考基準

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯

(エ) 特定の資産のない失業者

(オ) 特定の資産のない勤労者

- (加) 特定の資産のない中小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 仮設、修理の方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理の施工は、建設課が担当する。工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。

イ 規模、構造等

設置数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ 建築資材及び建築業者等の調達あっせん

建築資材の調達及び建築業者の動員については、り災状態により必要数等を勘案して、建設課が調達するものとする。

エ 建築資材の輸送措置

調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが当該発注先業者等において措置できないときは、＜本章 19 節「輸送計画」＞に基づき措置するものとする。

オ 仮設住宅建設可能敷地

当町の応急仮設住宅建設のできる敷地は、次のとおりである。

No.	地区名	敷地名	住所	建設可能戸数（戸）
1	藤川区	元藤川集会所グラウンド	元藤川726-2他	22
2	水川区	旧水川小学校	水川518他	18
3	久保尾区	久保尾集会所前	下長尾1400他	22
4	地名区	地名集会所前広場	地名185-1他	18
5	徳山区	徳山防災センター	徳山1369他	22
6	千頭西区	千頭西区会館前広場	千頭950-2	24
7	小長井区	小長井忠霊塔前広場	東藤川10033-2	16
8	桑野山区	桑野山町営地	東藤川456-1	44
9	奥泉区	元北小学校グラウンド	奥泉380	40
10	崎平区	崎平集会所前広場	崎平33-1	12

（資料編3-1 2-1）応急仮設住宅建設候補地一覧

6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

町長は、必要に応じて関東森林管理局に対し、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置に基づき要請する。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

さらに、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

町及び県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において町長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 県、町長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町及び県の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町は、町域内の医療救護を行なうため、救護所を設置し、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者や重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を当該管理者と協議の上、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、町独自では対応できない事態に対応する。
- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を航空機により被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。

- (4) 県は、災害拠点病院及び町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により町が行う。
- (5) 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (6) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身^{双方}の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (7) 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 救護所の設置と活動

(1) 設置

町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

(2) 活動

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定や選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

(1) 町

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ウ 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。
- エ 救護所の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
- カ 町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要請するものとする。
 - ① 必要な救護班数
 - ② 救護班の派遣場所
 - ③ その他必要事項（災害発生の原因）
- キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う

(2) 町民及び自主防災組織

ア 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。

イ 傷病者で救護を要する者をもよりの救護所に搬送する。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

ア 災害のため助産の途を失った者

イ 現に助産を要する状態にある者

ウ 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者

エ 被災者であると否とを問わない

オ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療・助産の範囲

ア 医療

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 助産

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(4) 実施期間

実施期間は次のとおりとするが、知事と協議し、期間を延長することができる。

ア 医療

災害発生の日から14日以内

イ 助産

分べんの日から7日以内

(5) 費用の限度額

ア 医療

(ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(資料編3-6-1) 災害救助法費用限度額

5 実施方法

災害時の医療活動は、榛原医師会等医療関係団体の指導協力を得て、健康福祉課において担当する。

(1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期するものとする。

(2) 医療及び助産の方法

ア 救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、榛原医師会等の協力を得て救護班を編成し医療救護を行うものとする。

救護班は、概ね医師1名、歯科医師1名、看護師・保健師3名、事務補助3名をもって編成するものとする。

イ 救護所の設置

(ア) 救護班による医療活動を実施する場合は、被災地住民の最も利用しやすい学校、集会所、避難所等に医療救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

(イ) 救護所を開設する場合は、住民に周知徹底を図るものとする。

(ウ) 町は、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

ウ 救護班の派遣要請等

大規模な災害が発生し、町内の診療所における医療需要が増大し、町内の救護班のみでは医療、助産の実施が困難な場合は、県に救護班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。

エ 救護所での活動

重症患者及び中等症患者を後方医療機関で優先的に治療することを原則とし、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け及び死亡の確認（トリアージ）

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ

(ウ) 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送の手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(3) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。医薬品が不足する場合は、県中部方面本部（中部健康福祉センター）へ要請し、医療品備蓄センター又はあっせん先から調達する。

（資料編 3-13-1）町内医療機関・歯科医院・薬品取扱業者一覧

(4) 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は次のとおりとする。

ア 町内で被災場所から救護所、救護病院まで搬送する場合

(ア) 車両等が利用可能な場合

各地区の自主防災組織及び消防団の車両により救護所まで搬送するものとする。また、本部長が必要と認めたときは、静岡市消防局へ搬送を依頼する。

- (イ) 車両等が利用不可能な場合
各地区の自主防災組織及び消防団員等により担架等で搬送するものとする。
- イ 中等症患者・重症患者を救護所から救護病院等まで搬送する場合
 - (ア) 車両等が利用可能な場合
町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、配備車両で搬送する。
 - (イ) 車両等が利用不可能な場合
町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、住民の協力を得て担架等で搬送するものとする。

6 健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 災害救助法適用以外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「1 災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

- (1) 特例措置
政令で定める区域及び期間において町長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
- (2) 県、町長の措置
 - ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。
 - イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町長の実施事項及び県への要請事項

町長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県への要請事項を明らかにしたうえで、県知事に応援の要請を行うものとする。

- (1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除
 - ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
 - エ 生活用水の供給
 - オ 浸水地域の防疫活動の実施
 - カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
 - キ 臨時予防接種の実施
- (2) 県への要請事項
- ア 防疫薬剤の種類及び数量
 - イ その他必要事項

2 実施方法

- (1) 対策・活動
- ア 被災地（浸水地）の消毒
 - イ 防疫調査、健康診断
 - ウ 避難所の衛生管理
- (2) 防疫班の編成及び能力
- 防疫班は、概ね4名をもって1班とし、災害の状況によって数班編成するものとする。
- (3) 実施期間
- 災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。
- (4) 実施基準
- 被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。
- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
 - イ 集団避難所
 - ウ 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域
- (5) 実施方法
- ア 予防宣伝
被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。
 - イ 実施方法
 - (ア) 床下、庭
消石灰、クレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼するものとする。）
 - (イ) 汚染した家屋
クレゾール液での拭拭（一世帯当たり床上浸水 200ml、床下浸水は 50ml とし上記に準じて配布する。）
 - (ウ) 汚染した溝、水たまり
クレゾール液
 - (エ) 汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウムの投入

(オ) ねずみ族、昆虫の駆除

災害に伴い、ねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により、感染症の発生のおそれがある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。

(カ) 毒劇物の取扱

回収及び流出飛散防止を図るものとする。

(キ) その他

被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他適宜必要な措置を講ずるものとする。

(6) 消毒用機器及び薬品の確保

ア 消毒用機器

消毒用機器は、次により処置するが、不足する場合は農薬散布用機器等を借り上げるものとする。

イ 消毒用薬品

消毒用薬品の調達は、(資料編 3-13-1) 町内医療機関・歯科医院・薬品取扱業者一覧による消毒調達先により行うものとする。

(7) 防疫調査・健康診断

ア 町は、中部保健所（中部健康福祉センター）、榛原医師会等の協力を得て、保健師又は看護師その他の職員により、防疫調査班を編成して、被災地、避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

イ 感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、町災害対策本部及び中部保健所（中部健康福祉センター）に報告するとともに、早急に隔離・治療を施すほか、防疫調査を強化する。

(8) 避難所の衛生確保

町は、避難所において、避難所責任者、自主防災組織代表の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査及び改善を実施する。

3 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 その他

地震被害の被災地においては、汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行なうとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 町

- ・被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要請するものとする。
 - ア 処理対象物名および数量
 - イ 処理対象戸数
 - ウ 町所在の処理場の使用可否
 - エ 実施期間
 - オ その他必要事項
- ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- ・速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

(2) 町民及び自主防災組織

- ・被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
- ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物（生活系）処理

(1) 町

- ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ・収集体制を住民に広報する。
- ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要

請するものとする。

ア 処理対象物名及び数量

イ 処理対象戸数

ウ 町所在の処理場の使用可否

エ 実施期間

オ その他必要事項

- ・収集、処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 自主防災組織

- ・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 町民

- ・ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。
- ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

(1) 町

- ・災害廃棄物処理対策組織の設置

町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

- ・情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

ア 家屋の被害棟数等の被災状況

イ ごみ処理施設等の被災状況

ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況

エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

- ・発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

- ・仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

- ・処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の被害廃棄物の処理施設を確保する。

- ・関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

- ・災害廃棄物の処理の実施

県が示す実効計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

- ・解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 企業

- ・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
- ・町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 町民

- ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。
- ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 県、町長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり、既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、あるいは遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

(1) 町

- ・遺体の搜索
町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
- ・遺体収容施設

①設置

町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

②活動

町は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

・遺体の処置

町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

・広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

・県への要請

町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明らかにし町に申しあがきを要請する。

- ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数
- イ 搜索が必要な地域
- ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
- エ 必要な輸送車両の台数
- オ 遺体措置に必要な機材、資材の規格及び数量
- カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 町民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 遺体搜索対象者

行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 遺体の措置内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案
- エ 遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限において、知事に対して延長を求めることができるものとする。

(5) 経費

資料に定めるとおりとする。

(資料編3-6-1) 災害救助法費用限度額

4 実施方法

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索は、町職員により、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、搜索にあつては、単独行動を慎み、組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

(2) 遺体を発見したときの処理

ア 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。

イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は死体見分調書(多数死体見分調書)を作成し、医師の死体検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。

(3) 遺体措置

遺体措置は、生活健康課が行う。

(4) 遺体収容

ア 安置所は、各斎場待合室を使用するものとする。

イ 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、遺体に対し礼が失われることがないように注意する。

(5) 埋・火葬

ア 遺体は、埋火葬許可書とともに火葬場に移し、火葬に付する。

イ 身元不明のため、行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品等はそれぞれ定められた方法により処理する。(「川根本町行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則(平成17年規則第49号)」)

ウ 火葬場の名称、所在地及び処理設備は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	連絡先	処理設備
中川根斎場	川根本町上長尾683番地	56-1412	3人/日
本川根斎場	// 上岸12番地の2	59-2563	3人/日

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により、町長の責任において救助を実施する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ、日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活に著しい支障があり、自らの資力をもって除去することができない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して延長することができる。

(3) 費用の限度

資料に定めるとおりとする。

（資料編3-6-1）災害救助法費用限度額

2 実施方法

(1) 障害物除去動員の対象者

町職員、消防団員、土木建築業者、自主防災組織等、自衛隊を対象とし被害の状況に応じ、適宜動員するものとする。

(2) 除去車両の調達

＜本章第19節「輸送計画」＞により措置するものとする。

(3) 作業用機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップ等は必要数を確保し、町防災倉庫に保管する。

また、作業用機械については土木建築業者と協定を締結し、災害時の必要数を確保する。

(4) 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置するものとする。

3 知事への要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした

上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

4 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

1 実施方法

- (1) 住民に対する呼びかけ

町長は、町内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

- (2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。

ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ 特定物資の報告徴取、立入検査等

- (ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

- (イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

- (3) 県に対する要請

町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

- (4) 警察に対する要請

町長は、町内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、島田警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

ア 不法事態に対する措置

- イ 鉄砲、刀剣類等に対する措置
- ウ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、空の輸送体制を確立し、輸送の万全な措置をとることを目的とする。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

さらに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。また、町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 町及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 町

・緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資の種類、緊急度及び現地の交通施設の被災状況等を検討し、その種類のうち最も適切な輸送方法を選択する。

ア 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

イ 航空機による輸送

・陸上輸送

陸上輸送は、町有車両の活用、自衛隊派遣要請の要求、運送業者等の協力により行い、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施する。

ア 町有車両の活用

町有の車両を活用し実施する。

イ 運送業者車両の借上げ

民間保有営業車両の協力による輸送を必要とする場合は、随時借り上げるものとする。

町内で車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請する。

ウ 自衛隊への要請の要求

＜本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞により行う。

エ その他の車両借上げ

道路の被害により配車不能の場合は、現地において自家用車等の借上げにより輸送する。

この場合、担当者は速やかに報告しなければならない。

・航空機による輸送

ア 災害の状況により航空機による輸送が必要とする場合で静岡市消防局のヘリコプターのみでは対応できない場合、＜本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞により、自衛隊の要請要求や県防災ヘリコプターの出動を知事に要請する。

イ ヘリポート基地は、（資料編 3-19-2①）のとおりである。

ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

(2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

(3) 国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

2 災害救助法の規定による輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救助用物資の整理配合

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 鉄道事業者の実施事項

町は、道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合又は鉄道輸送が適切な場合は、大井川鐵道株式会社に要請し、輸送力を確保する。

大井川鐵道株式会社は、町から緊急輸送の要請があったときには、鉄道輸送の安全が確保されることを前提に緊急輸送活動に協力する。

4 知事への要請事項

町長が、輸送計画について、知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- ・県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

①緊急地震速報を聞いたとき

- ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

②地震等が発生したとき

- ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により被害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ・避難のために車両を使用しないこと。
- ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、

緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

2 道路管理者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

(3) 災害時における通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

(4) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 町長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

町長は、町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ウ) 知事に対する応援要請

町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ 応急復旧、仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

(6) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

町長が、町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した町長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに緊急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度町及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

3 知事又は県公安委員会の実施事項

(1) 災害時における交通の規制等

ア 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同時に設けた開口部を利用する。

エ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

カ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方

が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを明示、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを明示、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の確認

ア 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。

イ 確認後は、当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(7) 緊急通行車両の事前届け出

ア 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。

イ 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

ウ 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の

通行を禁止し、又は制限することができる。

4 大井川鐵道株式会社の実施事項

(1) 応急態勢の確立

大井川鐵道株式会社は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

5 交通マネジメント

(1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

(2) 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(3) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

(1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。

- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、町、町教委委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

(1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- ア 学校の防災組織と教職員の任務
- イ 教職員動員計画
- ウ 情報連絡活動
- エ 生徒等の安全確保のための措置
- オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 被害状況の把握
 - ・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
- イ 施設、設備の確保
 - ・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
 - ・被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。
- ウ 教育再開の決定、連絡
 - ・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
 - ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
- エ 教育環境の整備
 - ・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
- オ 給食業務の再開
 - ・施設、設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
- カ 学校が地域の避難所となる場合の対応

- ・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議及び連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
- ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

- ・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議及び連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定める必要がある。
- ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒含む。）

(2) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）は1カ月以内、文房具及び通学用品は15日以内とする。

ただし、知事と協議し期間を延長できるものとする。

(4) 費用の限度

学用品給与の必要経費は、資料に定めるとおりとする。

（資料編 3-6-1）災害救助法費用限度額

4 実施方法

(1) 学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握すること。

イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ 給与品目は、各人の被害状況、程度等実状に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ

給与する。

(2) 応急教育等の実施事項

- ア 分散授業又は二部授業の実施
- イ 町有施設、近接小・中学校の一時借用
- ウ 近接県立高等学校等の一時借用
- エ 教職員の確保
- オ 文教施設の応急復旧対策計画

5 学校施設の応急復旧

(1) 校舎等

校舎の軽微な被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置等の必要な措置を講ずる。

(2) 運動場等

運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

(3) 備品

備品が流失、破損等により滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

6 児童・生徒の登下校対策

(1) 通学路の安全確保

学校長は、道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、保護者、教員及び関係団体等の協力を得て児童、生徒の通学の安全を確保するものとする。

(2) 通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、＜本章第20節「交通応急対策計画」＞に基づき、被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 学校給食

学校給食については、＜本章第9節「食料供給計画」＞により措置する。

8 文化財の応急対策

文化財の管理者又は所有者は、文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を構ずるものとし、町は管理もしくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。

なお、町内における文化財に指定されているものは、（資料編3-21-1）町内指定文化財一覧のとおりである。

9 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあたっては、新設、改築等を実施する場合、耐震化、不燃化等の災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

10 知事への要請事項

町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により県へ調達・あっせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

11 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第22節 社会福祉計画

町及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸し付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施期間は、社会福祉士の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
ア り災社会福祉施設の応急復旧

- イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) 生活保護の適用
 - り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
 - ア 実施機関
 - 町（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目
 - 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関
 - 県、社会福祉協議会（県・市町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸し付け
 - ア 実施機関
 - 社会福祉協議会（県、町）
 - イ 協力機関
 - 町、県、民生委員・児童委員
 - ウ 貸付対象
 - り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
 - エ 貸付額
 - 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による
- (5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子（父子・寡婦）福祉資金の貸し付け
 - ア 実施機関
 - 県（健康福祉センター）
 - イ 協力機関
 - 町、民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員
 - ウ 貸付対象
 - り災母子世帯・父子世帯・寡婦（災害により母子世帯・父子世帯・寡婦となった者も含む。）
 - エ 貸付額
 - 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
- (6) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等
 - ア 実施機関
 - (ア) 児童：町・県
 - (イ) 18歳以上：町
 - イ 協力機関
 - (ア) 児童：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
 - (イ) 18歳以上：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
 - ウ 対象
 - り災身体障がい児者
 - エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付

- (ウ) り災身体障がい児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸し付け
 - ア 実施機関
町
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
 - (ウ) 災害援助資金：り災世帯主
 - ウ 支給及び貸付額
災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条の規定に基づき定めた「川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第104号）」で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関
（財）都道府県会館（県単制度は県）
 - イ 協力機関
町
 - ウ 支給対象
住宅に全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - エ 支給額
「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関
県、町
 - イ 協力機関
教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法
災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定
 - エ 配分方法
関係機関で配分委員会を設け、協議決定
- (10) 義援品の受け入れ
 - ア 実施機関
町、県
 - イ 協力機関
報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法
被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的な事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 基本方針

地震により発生する火災は、各地同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 基本方針

ア 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防本部及び消防団

ア 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察と相互に連絡を行う。

- ① 延焼火災の状況
- ② 自主防災組織の活動状況
- ③ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ① 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- ② 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ③ 危険物の漏洩等により火災が拡大し又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- ④ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ⑤ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所（研究室、実験室を含む）

ア 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、

劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

- ・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 火災拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ① 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- ② 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ③ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

- ・各家庭等におけるガス栓の閉止、ＬＰガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(5) 町民

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、ＬＰガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 消防活動

(1) 消防活動体制

当町では、現在常備消防業務を静岡市消防局に委託することにより、火災や救急等に対応している。町内には、島田消防署川根北出張所が立地しているほか、非常備の消防団5分団が設置されている。

静岡市消防局は、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町に係る各種災害が発生した場合において、これらの災害による被害の軽減を図るため、「静岡市消防局警防規定」に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 広域協力活動体制

町長（消防の事務委託に係るものは静岡市長）は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」及び隣接市町と締結している消防相互応援協定に基づき、協定しているほかの市町長に対する応援要請について、静岡市消防局と協議するものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

- イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
 - ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等が必要とする場合
- (3) 大規模林野火災対策
- ア 林野火災は、現場への交通に困難をきたすが、早期の出動体制をとることが最も重要である。出動は、消防団を主体として、＜本章第3節「動員・応援計画」＞に基づき、火災の規模、状況に応じ必要な人員の出動を実施する。
 - イ ただし、大規模な林野火災が発生し、静岡市消防局のヘリコプターのみでは人命の危険、人家等への延焼危険、その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をする。
 - ウ 静岡市消防局は、必要に応じて他のヘリコプターによる応援を要請するとともに、要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
- (4) 危険物施設の災害対策
- 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
- (5) ガス災害対策
- 町は、高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、高圧ガス事業者等関係者と協力して、ガス災害発生防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。
- (6) 消防庁への応援要請
- 非常災害の場合は、＜本章第30節「突発的災害にかかる応急対策計画」＞により、県に消防庁への応援要請を要求するものとする。

第24節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、町長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

- (1) 県への要請
- 他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請の要請をするものとする。
- (2) 協力要請対象団体
- ア 応援協定を締結した地方公共団体
- イ 青年団及び男女共同参画団体
- ウ 大学生及び高校生
- エ 県立各種講習所及び養成所等の学生
- オ 赤十字奉仕団

カ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

2 実施方法

(1) 応援協定締結先に対する応援協力要請

町長は、災害時の応援に関する協定を締結している市町長等に対して応援の要請を行うものとする。

(2) 青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請

ア 要請は、男女共同参画団体によっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。

イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(3) 大学生び高校生に対する応援協力要請

ア 要請は当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。

イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(4) 県立各種講習所及び養成所等の学生

活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。

(5) 赤十字奉仕団に対する応援協力要請

要請は、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節 ボランティア活動支援計画

町は、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 町の実施事項

ア 町災害ボランティアセンターの設置及び運用

- ・ 災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。
- ・ 町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- ・ 随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

イ ボランティア活動拠点の設置

- ・必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- ・ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ウ ボランティア団体等に対する情報の提供

ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ ボランティア活動資機材の提供

町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 町社会福祉協議会の実施事項

町社会福祉協議会が実施するボランティア活動の内容は、次のとおりである。

- ア ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行うために町災害ボランティアセンターを設置する。
- イ 町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会職員及び町職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

3 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第26節 自衛隊派遣要請の要求計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

(1) 要請要件

ア 緊急性

差し迫った必要性があること

イ 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ 非代替性

自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 要請内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の搜索救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車（空中消火が必要な場合は航空機）、その他の防火用具（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）を活用した消防機関への協力

カ 道路又は水路啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水支援

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ 防災要員等の輸送

ス 連絡幹部の派遣

セ その他

その他町長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

(1) 知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

原則として町長が行うものとする。

(2) 災害派遣要請の要求手続

ア 町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、災害の状況及び派遣を必要とする理由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及び活動内容、その他参考となるべき事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

イ ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく、緊急

に自衛隊の派遣を必要とする場合、町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

ウ 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(ア) 提出先（連絡先）

静岡県災害対策室（この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。）

(イ) 提出部数

1部

(ウ) 記載事項

- ・災害の情况及び派遣を必要とする事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

【自衛隊緊急時連絡先一覧】

部隊名 (駐屯地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
第11飛行教育団 (静浜)	団司令部 計画班長	基地 当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線 154-9000〉	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部 防衛班長	基地 当直幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線 153-9001〉	3230 3232	3224 3225

3 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(3) 資材等の調達要請

町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

イ 宿舎

屋内宿泊施設（学校、集会所）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

ウ 材料置場炊事場

屋外の適当な広場

エ 駐車場

適当な広場（車一台の基準は3m×8mである。）

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

6 その他

町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第27節 県防災ヘリコプター支援要請計画

この計画は、災害時における県防災ヘリコプターの支援要請について、必要な事項を定めるものとする。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の事項に該当するときは、町長は県に対して支援の要請を行う。

- (1) 大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき
- (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 県への支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。。

第28節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 電力会社

当町を担当する電力会社は中部電力パワーグリッド株式会社であり、その連絡窓口は、島田営業所である。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、中部電力パワーグリッド株式会社の定める「防災業務計画」により実施する。

3 県等との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、町と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置する。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防機関、警察、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制等緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう住民の協力を要請する。

イ ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結し

た緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。

オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模により、その周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに静岡市消防局に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

3 県等との連絡協議

高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

高圧ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

第30節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 突発的災害応急体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害応急体制により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には、速やかに町災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 設置基準

ア 多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空

機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の事故。)

イ その他町長が指令したとき

(2) 組織

総務課で構成する。

(3) 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため、概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、町災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(4) 県、国への報告

町は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、静岡市消防局と調整のうえ、次の事項を明らかにし、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

ア 発生日時、場所

イ 被害の状況

ウ 応急対策の状況

エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性

(派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動等を明らかにすること。)

【県危機管理部の連絡先】

	NTT有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
F A X	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

【消防庁応急対策室】

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

(5) 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置する他、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たってはトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 突発的災害緊急態勢による情報収集の結果、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。(航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発等の事

故。)

イ その他町長が指令したとき

ウ 町災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて町長（本部長）が決定する。

(2) 組織

本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長）、本部員その他の町災害対策本部編成表により定める。

(3) 設置の連絡

町災害対策本部を設置したときは、県中部地域局及び町内防災関係機関に連絡する。
また、必要に応じ事故原因者の参加を求める。

(4) 現地災害対策本部

災害の状況により、副本部長又は本部員を長とする現地災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

(1) 情報の収集、伝達等

必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。町災害対策本部は、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

(2) 人的被害の把握

- ア 人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。
- イ 関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集するものとする。
- ウ 当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。
- エ 被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否行方不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、氏名等の情報を集約し公表する。

(3) 住民への広報

入手した情報により、被害が予想される地域の住民に対し、適切・迅速な広報を＜本章第5節「災害広報計画」＞により実施する。

また必要に応じて屋内退避、避難情報のほか＜本章第7節「避難救出計画」＞による避難を実施する。

(4) 各機関への要請

ア 自衛隊

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事に派遣の要請の要求を行う。人や物資の輸送等、必要に応じて航空自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは＜本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞による。

イ 緊急医療活動

(ア) 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム）

静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(イ) 日本赤十字社静岡県支部への要請

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県を通じて応援を要請する。

(ウ) 榛原医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。

(I) 静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム）

静岡 DPAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(II) 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム）

静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

ウ 緊急消防援助隊

町は、災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき、静岡市長から知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請するよう求める。

- ① 災害の種別・状況
- ② 人的・物的被害の状況
- ③ 必要な応援部隊の種類と部隊数
- ④ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

(5) 各機関の調整・二次災害防止のための措置

ア 防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

イ 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ウ 事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、町災害対策本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第31節 原子力災害に関する応急対策計画

1 主旨

本町には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

(1) 情報収集・連絡体制の確保

町は、警戒事態発生の段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集する

とともに、町がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 警戒事態発生時

町は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態発生時

町は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(4) 全面緊急事態発生時

町は、全面緊急事態発生時に、県から緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、町としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

(5) 放射性物質放出後

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL：Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとされている。

町は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、町としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

3 広域一時滞在の受入れ

町は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、町指定の避難所を提供するものとする。

また、町は、被災市町から、災害対策基本法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、町指定の避難所を提供するものとする。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。

さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。

3 水道施設災害復旧計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を促進する。

4 公共用地災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

5 住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。

- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7 公立医療施設、病院等災害等復旧事業計画

住民の健康を増進し公衆衛生の向上を図るため、迅速適切な復旧計画により、早期復旧を促進する。

8 学校教育施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する
(2) 再度災害防止のため原因を検討し、公共施設の不燃化、耐災害化を図る。

9 社会教育施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の生活上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
(2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

10 被災中小企業復興計画

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する。

11 その他の災害復旧事業計画

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて、再度災害を防止する。

第2節 資金計画

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずる計画である。

1 国による財政援助等

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づく財政援助等

当町においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に務める。なお、激甚災害法により助政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区 分	内 容
公共土木施設災害復旧事業等に関する	ア 公共土木施設災害復旧事業 イ 公共土木施設災害関連事業

区 分	内 容
る特別の財政援助	ウ 公立学校施設災害復旧事業 エ 公営住宅災害復旧事業 オ 生活保護施設災害復旧事業 カ 児童福祉施設災害復旧事業 キ 老人福祉施設災害復旧事業 ク 身体障害者社会参加施設災害復旧事業 ケ 障害福祉サービス事業施設災害復旧事業 コ 婦人保護施設災害復旧事業 サ 感染症予防施設災害復旧事業 シ 感染症予防事業 ス たい積土砂排除事業 セ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 エ 母子福祉法による国の貸付けの特例 オ 水防資材費の補助の特例 カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

(2) その他の法律による財政援助

国が激甚災害法以外の法律により財政援助を行う場合は、町はそれに必要な措置をとる。

2 災害復旧事業に係る町の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

区分	内容
地方債	ア 歳入欠陥債 イ 災害対策債 ウ 災害復旧事業債
地方交付税	ア 普通交付税の繰り上げ交付 イ 特別交付税
一時借入金	ア 災害復旧事業貸付金（県） イ 災害応急融資（財務事務所、東海郵政局）

第3節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

2 実施事項

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第4節 被災者の生活再建支援

1 被災者の生活確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう職業のあっせん、町税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図る。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

【県への報告】

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

【被災者台帳】

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所又は居所
- ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- エ 援護の実施の状況
- オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

(2) 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図ることになっている。町は、災害相談所等において、離職者の

状況を把握し、県に報告する。

(3) 町税の減免等

町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、町税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

町税の納税緩和措置は次のとおりである。

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は町税の納付をすることができないときは、納税期限を延長する。

イ 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 減免（地方税法第367条等）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の支給

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認、住民に対する広報等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年9月条例第104号）により、自然災害により被災した住民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。

ア 災害弔慰金

支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族
支給額	ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は500万円 イ その他の場合は250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給

イ 災害障害見舞金

支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、災害弔慰金に関する法律に定める程度の障害がある障害者
支給額	ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は250万円 イ その他の場合は125万円

ウ 災害援護資金の貸付け

支給対象	自然災害によって災害弔慰金に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主
支給額	ア 療養する期間がおおむね1カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財についての被害金額が、その家財の価額の概ね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円 (イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 (ロ) 住居が半壊した場合 270万円 (ハ) 住居が全壊した場合 350万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

	(イ) 住居が半壊した場合 170万円 (ロ) 住居が全壊した場合 250万円 (ハ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円とする。
利率等	ア 償還期間は10年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、据置期間中は無利子とし、その後は、延滞の場合を除き年3%とする。

(6) 国税・県税の減免等

国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の減免等の緩和措置を実施する。

ア 国税

(ア) 納税期限の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

(イ) 徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び各所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

イ 県税

(ア) 納税期限の延長

被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

被災者に対し1年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年以内の延長を行う。

(ロ) 減免等

被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。

(7) 生活福祉資金の貸付け等

一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。民生委員・児童委員、町及び町社会福祉協議会は、これを援助する。

【世帯更生資金】

実施機関	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）

【母子（父子・寡婦）福祉資金】

実施機関	県中部健康福祉センター
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災母子世帯・父子世帯・寡婦（被災によって母子世帯・父子世帯・寡婦となったものを含む）

【被災身体障害者に対する補装具の交付等】

実施機関	県中部健康福祉センター
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災身体障がい者
給付等の	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付災害

内容	により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
----	-------------------------

(8) 住宅金融公庫法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融公庫に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行なう。

(9) 義援金の募集等

ア 義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(10) り災証明書の発行

町は、り災した世帯の生活再建のために、り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に、希望者にり災証明書を発行する。

ア り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

イ り災証明の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。

(ア) 発行の手続

町は、個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。なお、り災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料をもとに判断してり災証明書を発行する。

(イ) 証明の範囲

り災証明書の発行は、法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

住家	人
○全壊、全焼、流出	○死亡
○半壊、半焼	○行方不明
○一部損壊・床上浸水・床下浸水	○負傷

(ウ) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(エ) り災証明の書式

り災証明及びり災証明願の書式は、町ホームページに示すとおりである。

(11) 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況及び被災地の実情に応じて、町域の各郵便局において、郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

ア 郵便関係

(ア) 小包郵便料金の免除

総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金

(イ) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時にり災世帯あたり、5枚以内及び郵便書簡1枚を交付

イ 為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い及び保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。

2 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林業者に対し、町及び県は災害復旧に必要な資金の融資に関し、以下のような措置を実施する。

(1) 被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

ア 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災融資法、天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

イ その他、県を窓口とする各種の融資が用意されている。

(2) 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

ア 国民金融公庫資金の貸付け

イ 中小企業金融公庫資金の貸付け

ウ 商工組合中央金庫資金の貸付け

エ 信用保証協会に対する保証能力の充実

3 災害相談の実施

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせが多数となった場合は、町役場内に災害相談窓口を開設する。災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びその他の関係機関の協力を得る。

4 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、メンタルヘルスケア等の精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健指導・栄養指導等を実施する。

第5節 風評被害の影響の軽減

町は、県に協力し、風評被害の影響の軽減を図るものとする。なお、県が実施する主な風評被害対策は次のとおりである。

1 正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査等を実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客等積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。